



鹿児島県 廃棄物処理計画



鹿児島県
令和8年3月

鹿児島県 廃棄物処理計画



鹿児島県

令和8年3月

第1章 廃棄物処理計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	2
第4節 計画における地域区分	3
第5節 計画の対象	4
第2章 廃棄物の現状、将来予測及び課題	6
第1節 廃棄物の現状	6
第1項 一般廃棄物	6
1 ごみの排出状況等	6
(1) 総排出量	6
(2) 収集形態別排出量	8
(3) 処理の状況	9
(4) リサイクルの状況	10
(5) 最終処分の状況	12
(6) 処理施設の状況	12
(7) 廃家電4品目及び使用済自動車の不法投棄等の状況	16
(8) 前計画の目標値との比較	17
2 し尿の排出状況等	18
(1) 総排出量	18
(2) 処理別排出量	19
(3) し尿処理施設の状況	19
(4) 浄化槽の設置状況	21
第2項 産業廃棄物	22
1 産業廃棄物の排出の状況	22
(1) 総排出量	22
(2) 業種別排出量	23
(3) 種類別排出量	24
(4) 地域別排出量	25
2 産業廃棄物の処理の状況	28
(1) 処理の概要	28
(2) 中間処理の概要（農業を除くもの）	31
(3) 有効利用状況（農業を除くもの）	32
(4) 最終処分状況（農業を除くもの）	34
3 特別管理産業廃棄物	35
4 産業廃棄物の処理体制の整備状況	36
(1) 産業廃棄物処理業の許可状況	36
(2) 産業廃棄物中間処理施設の整備状況	37
(3) 産業廃棄物最終処分場の整備状況	37
5 産業廃棄物の広域移動の状況	38
6 不法投棄の状況	39
7 前計画の目標値との比較	41
(1) 総排出量	41
(2) リサイクル率	41
(3) 最終処分量	41
第2節 廃棄物の将来予測	42
第1項 一般廃棄物	42
1 ごみの排出量の将来予測	42
(1) 総排出量	42
(2) 収集形態別排出量	42
(3) 処理の状況	43
(4) リサイクルの状況	43
(5) 一般廃棄物の最終処分量の将来予測	43
2 し尿の排出量等の将来予測	44
(1) 総排出量	44
(2) 処理別排出量	45

第2項 産業廃棄物	46
1 産業廃棄物の排出量の将来予測	46
(1) 総排出量	46
(2) 業種別排出量	46
(3) 種類別排出量	47
(4) 地域別排出量	48
2 産業廃棄物の処理状況の将来予測	51
(1) 全体	51
(2) 農業を除くもの	52
3 産業廃棄物の有効利用の将来予測	53
4 産業廃棄物の最終処分量の将来予測	53
第3節 課題	54
第1項 一般廃棄物	54
1 ごみの排出抑制, 減量化, リサイクルの促進	54
2 ごみの適正処理の促進	54
3 ごみ処理施設の広域的整備	54
4 災害廃棄物等の適正処理	54
5 し尿の適正処理	55
第2項 産業廃棄物	55
1 産業廃棄物の排出抑制, 減量化, リサイクルの推進	55
2 産業廃棄物処理施設の整備	55
3 産業廃棄物の適正処理の推進	55
第3章 計画の基本的な考え方及び具体的目標	56
第1節 基本的な考え方	56
1 3R+ Renewable の推進	56
2 適正処理の推進	57
3 非常災害時等における処理体制の整備	57
第2節 計画の具体的目標	58
第1項 一般廃棄物	58
1 ごみの排出量についての目標	58
2 ごみのリサイクルについての目標	58
3 ごみの最終処分量についての目標	58
第2項 産業廃棄物	59
1 産業廃棄物の排出量についての目標	59
2 産業廃棄物のリサイクルについての目標	59
3 産業廃棄物の最終処分量についての目標	59
第4章 施策の展開	60
第1節 施策の展開	60
第1項 一般廃棄物	60
1 排出抑制, 減量化, リサイクルの促進	60
(1) 排出抑制の促進	60
(2) 食品ロスの削減	60
(3) 再生素材等の利用促進	61
(4) 容器包装リサイクルの促進	61
(5) 家電, 小型家電リサイクルの促進	62
(6) 自動車リサイクルの促進	62
(7) 生ごみなどのリサイクルの促進	62
(8) 食品リサイクルの促進	62
(9) その他の品目のリサイクルの促進	62
2 廃棄物処理体制の整備	63
(1) ごみの広域処理の促進	63
(2) 一般廃棄物処理施設の維持管理の徹底	63
(3) 廃棄物エネルギーの回収や地域における資源循環を行う施設の整備促進	63

3	適正処理の推進	63
	(1) 不法投棄の防止	63
	(2) 地域環境衛生団体の育成	63
	(3) 市町村一般廃棄物処理計画策定への適切な助言	64
	(4) 家電の適正処理	64
	(5) リチウムイオン蓄電池等の適正処理	64
4	し尿処理の推進	64
	(1) し尿処理施設による処理の促進	64
	(2) 浄化槽によるし尿処理の適正化	64
5	普及啓発及び情報公開の推進	65
	(1) 県民への普及啓発	65
	(2) 情報公開の推進	65
第2項 産業廃棄物		66
1	排出抑制, 減量化, リサイクルの推進	66
	(1) 排出事業者への指導	66
	(2) リサイクル製品の市場拡大	66
	(3) 排出抑制・リサイクル等の取組への支援	66
	(4) 公共事業等におけるリサイクルの推進	66
	(5) 食品リサイクルの推進	66
	(6) 資源循環関連企業の立地促進	66
2	産業廃棄物処理施設の整備促進	67
	(1) 県内完結型の産業廃棄物処理の推進	67
	(2) 中間処理施設の整備	67
	(3) 安定型最終処分場の整備	67
	(4) 管理型最終処分場の整備	67
3	適正処理の推進	67
	(1) 排出事業者処理責任の原則の徹底	67
	(2) 電子マニフェスト制度の普及	67
	(3) 優良な処理業者の育成	68
	(4) 監視指導の徹底	68
	(5) 不法投棄の撲滅	68
	(6) 県外産業廃棄物の適正管理	68
4	普及啓発及び情報公開の推進	68
	(1) 県民への普及啓発	68
	(2) 情報公開の推進	69
5	その他個別取組項目	69
	(1) 動物のふん尿	69
	(2) 農業用廃プラスチック類	70
	(3) 建設系産業廃棄物	70
	(4) 焼酎粕	72
	(5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物 (PCB廃棄物)	72
	(6) その他の特別管理産業廃棄物	73
第3項 災害廃棄物等の処理対策		75
	(1) 災害廃棄物処理体制の確立	75
	(2) 災害廃棄物処理計画の策定	75
	(3) 災害廃棄物処理施設の確保	76
	(4) 人材育成及び訓練の実施	76
	(5) 新型インフルエンザ等の感染症拡大時における処理体制の確保	76
第4項 離島地域のリサイクルの促進		77
	(1) 家電リサイクル	77
	(2) 自動車リサイクル	77
	(3) 容器包装リサイクル	77
	(4) 小型家電リサイクル	77
第5項 漂着ごみ対策		78
	(1) 地域計画	78
	(2) 海岸漂着物等の円滑な処理	78
	(3) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制	78
第6項 多種多様な地域の循環システムの構築		79

第7項	プラスチックごみ削減の推進	80
1	家庭からのプラスチックごみ削減	80
	(1) 関係機関と連携したプラスチックごみの排出抑制等の普及促進	80
	(2) マイバッグキャンペーンの推進	80
	(3) リサイクル製品等の積極的活用及び普及啓発	80
	(4) 家庭からのプラスチックごみの回収・リサイクル	80
	(5) 容器包装リサイクルの促進	81
2	事業者からのプラスチックごみ（廃プラスチック類）削減	81
	(1) 排出抑制・リサイクル等の取組への支援	81
	(2) 農業用廃プラスチック類の適正処理	81
3	海洋プラスチックごみ対策	81
	(1) 海岸漂着物等の円滑な処理	81
	(2) 海岸漂着物等の効果的な発生の抑制	81
第2節	関係者の役割	82
第1項	県民の役割	82
1	廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクル	82
2	分別収集によるリサイクルの推進	82
3	事業者が行う取組への協力	82
4	廃棄物の適正処理の推進	83
5	災害時の廃棄物処理体制への協力	83
第2項	排出事業者の役割	84
1	廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルの推進	84
2	排出事業者処理責任の原則	84
3	廃棄物の適正処理の推進	84
第3項	処理業者の役割	86
1	産業廃棄物の減量化，リサイクルの推進	86
2	廃棄物の適正処理の推進	86
3	産業廃棄物処理施設の整備推進	86
4	廃棄物処理施設に関する普及啓発及び情報公開の推進	87
第4項	市町村の役割	88
1	廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルの推進	88
2	廃棄物の適正処理	88
3	散乱ごみの防止	88
4	廃棄物処理施設の整備推進	89
5	廃棄物処理施設に関する普及啓発及び情報公開の推進	89
6	鹿児島市の役割	89
第5章	計画の推進体制	90
第1節	県の推進体制の整備	90
第2節	市町村との連携強化	90
第3節	関係団体との連携強化	91

(注) 本計画中の数値については、単位未満の数を四捨五入により端数処理しているため、総数と内訳が必ずしも一致しないことがあります。また、構成比(%)はトン単位で算出しています。

第1章 廃棄物処理計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

今日、わたしたちの社会は、地球温暖化、災害の頻発化・激甚化、資源の枯渇、生態系の危機といった様々な問題に直面しています。

また、わたしたちの日々の生活から排出されるごみや、事業活動によって排出される産業廃棄物については、廃棄物等の多様化に伴う処理の困難化や不適正な処理による環境負荷の増大等、なお様々な課題が残されています。

これらの環境問題を解決し、恵み豊かな環境を次の世代へ引き継いでいくためには、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方やライフスタイルを見直し、天然資源の消費の抑制により環境負荷の低減を図る循環型社会の形成が重要です。

このような中、令和4年3月の第5回国連環境総会において「循環経済に関する決議」がなされており、国においては、「循環型社会形成推進基本計画」や「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」等に基づき、循環型社会の形成に向けて、各般の施策が実施されてきたところです。

令和6年8月に閣議決定した「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、資源の循環利用を推進する「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への移行を国家戦略と位置づけ、気候変動対策や環境汚染防止だけでなく、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、質の高い暮らしの実現といった社会課題の同時解決を目指すこととしています。

一方、県では、「鹿児島県廃棄物処理計画」を策定するとともに、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場「エコパークかごしま」の整備や産業廃棄物税を活用した各種事業の実施、プラスチックごみをはじめとする海岸漂着物等の回収・処理などを通じ廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルの推進並びに適正処理を推進してきました。

前計画の策定後、第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下、「プラスチック資源循環促進法」という)や、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(以下、「再資源化事業等高度化法」という)が制定されるなど、廃棄物を取り巻く情勢の変化に適切に対応するため、計画を改定することとしました。

本計画は、廃棄物処理法第5条の5に基づき、本県の環境政策の基本となる「鹿児島県環境基本計画」、本県の目指すべき姿や施策展開の基本方向等を示す「かごしま未来創造ビジョン」などを踏まえて策定するものであり、県内で発生する一般廃棄物や産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルの推進並びに適正処理等を推進するために必要な施策や目標等を定めるとともに、県民や事業者及び行政等の全ての主体が循環型社会の形成推進に取り組んでいくための基本的な指針となるものです。

第2節 計画の位置づけ

この計画の策定に当たっては、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」等の各種法律や県の「鹿児島県環境基本計画」及び市町村の「一般廃棄物処理計画」等との整合を図る必要があります。

この計画の位置づけは下図のとおりです。

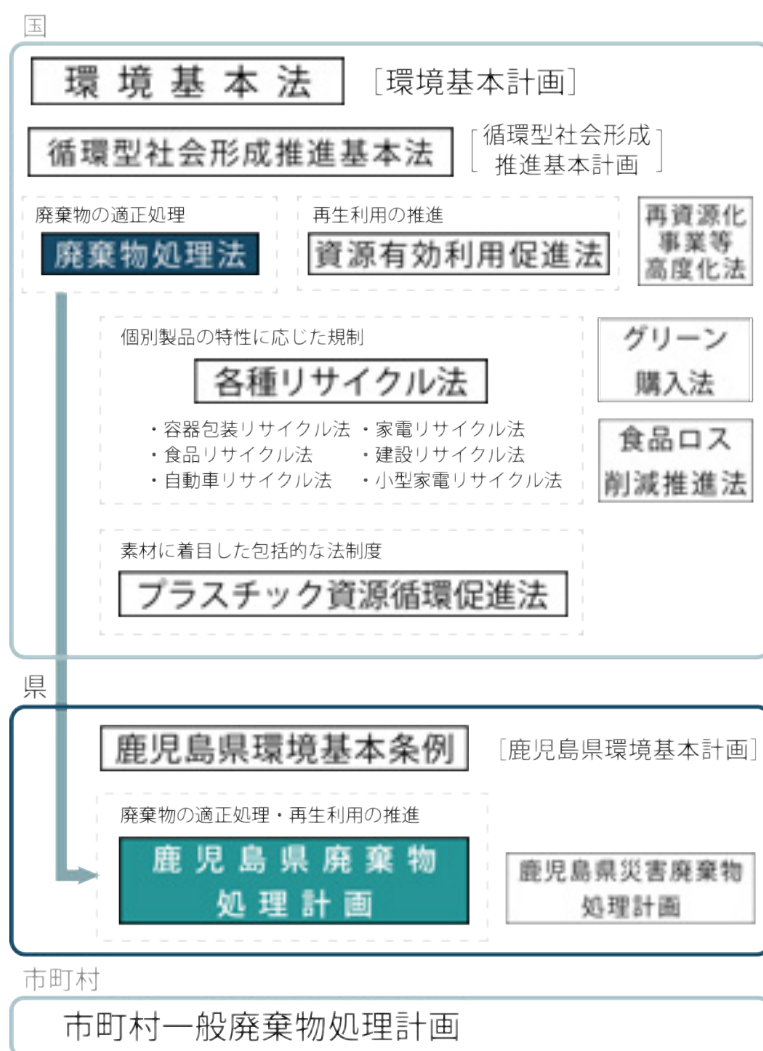


図1 計画の位置づけ

第3節 計画の期間

この計画は令和8年度（2026年度）を初年度とし、令和12年度（2030年度）を目標年度とする5か年計画とします。

なお、今後、おおむね5年ごとに計画の見直しを行っていくこととしますが、廃棄物は、社会情勢、経済活動の動向、処理技術の進歩等により、質・量ともに変化が伴うものであることから、常にその実態把握に努め、廃棄物を取り巻く情勢に大きな変化が生じた場合には、期間内であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

第4節 計画における地域区分

この計画において地域特性を明らかにするため、鹿児島県内を以下のとおり、7地域に区分しました。

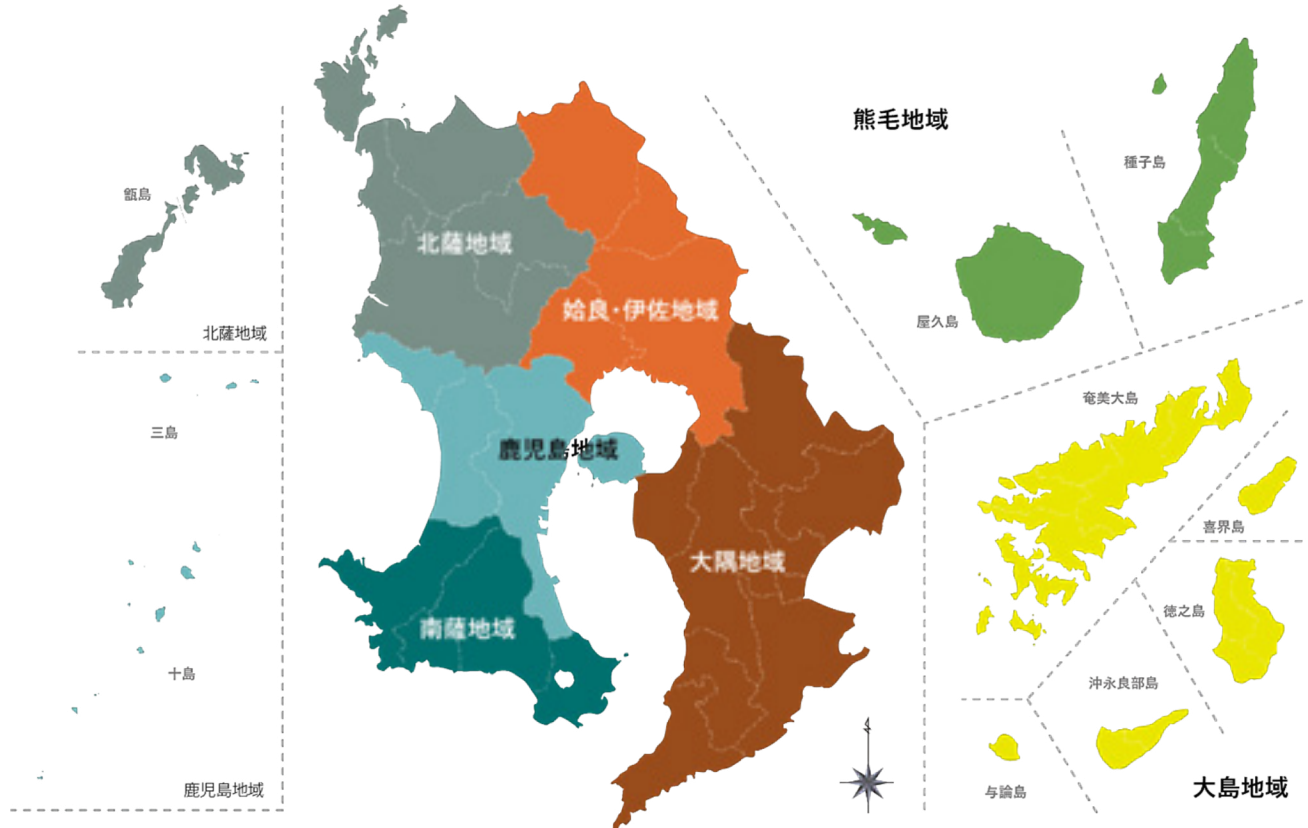


図2 地域区分

表1 地域区分

地域名	市町村名
鹿児島地域	鹿児島市, 日置市, いちき串木野市, 三島村, 十島村
南薩地域	枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市
北薩地域	阿久根市, 出水市, 薩摩川内市, さつま町, 長島町
始良・伊佐地域	霧島市, 伊佐市, 始良市, 湧水町
大隅地域	鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 志布志市, 大崎町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町
熊毛地域	西之表市, 中種子町, 南種子町, 屋久島町
大島地域	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町

第5節 計画の対象

この計画において対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に定める一般廃棄物及び産業廃棄物とします。

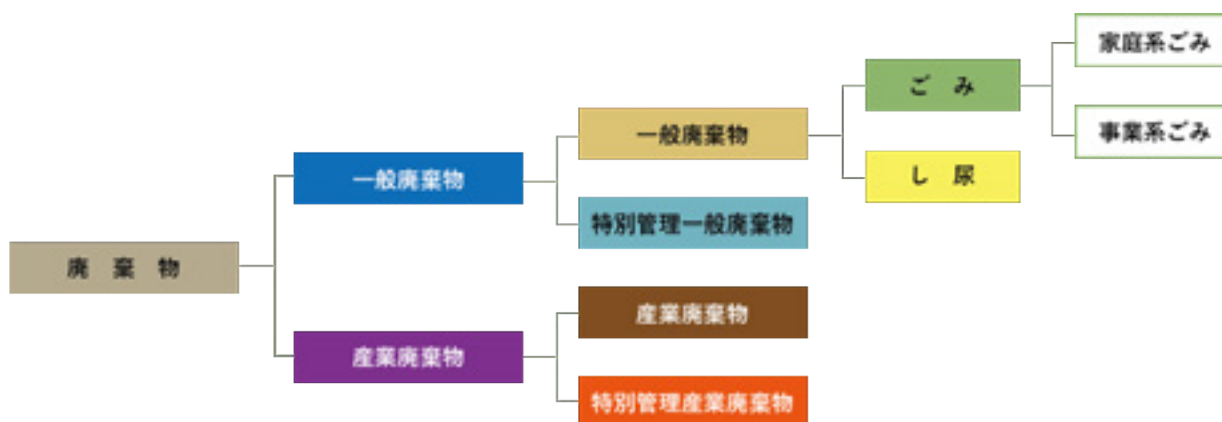


図3 廃棄物の分類

表2 一般廃棄物の分類

区分		内容	
ごみ			
家庭系ごみ	一般ごみ	可燃ごみ	紙類、生ごみ、繊維（衣服等）、木・竹類等
		不燃ごみ	ガラスくず、陶器類、鋳物等
		資源ごみ	廃容器包装（空き缶、空きビン、ペットボトル等）、古紙等、プラスチック製品
	粗大ごみ	家電製品、家具類、自転車、畳・厨房用具等	
事業系ごみ		事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物に該当しないもの	
し尿			
特別管理一般廃棄物			
PCBを使用した製品		一般廃棄物である廃エアコン・テレビ・電子レンジから取り出されたもの	
廃水銀		水銀又はその化合物が使用されている製品が一般廃棄物となったものから回収したもの	
廃水銀を処分するために処理したもの		環境大臣が定める方法（硫化・固型化）以外の方法により処理した廃水銀	
ばいじん・燃え殻・汚泥		集じん施設によって集められたばいじん。ダイオキシン類を基準値以上含む燃え殻、ばいじん。廃ガス洗浄施設から生じるダイオキシン類を基準値以上含む汚泥など。	
感染性一般廃棄物		医療機関等から排出される血液の付着したガーゼなどの感染性病原体が含まれ、付着し又はそのおそれのある一般廃棄物	

表3 産業廃棄物の分類

区分	内容
廃プラスチック類	○ 合成樹脂, 合成繊維, 合成建材, 合成ゴム (タイヤ等), 合成皮革, 合成紙, ポリ容器などのくず
ゴムくず	○ 天然ゴムのくず (合成ゴムは廃プラスチック類)
金属くず	○ 鉄くず, スクラップ, 研磨くず, 切削くずなど
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	○ ガラスくず, レンガくず, 陶磁器くず, コンクリート製品くず, ガラス繊維くずなど
がれき類	○ 工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片, レンガ破片, 瓦破片など
燃え殻	焼却残灰, 炉清掃排出物, 石炭がらなど
汚泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの, 下水道汚泥, ビルピット汚泥など
廃油	鉱油性廃油, 動植物性廃油, 廃溶剤, 廃タールピッチ類など
廃酸	廃硫酸, 廃塩酸等の酸性廃液 (焼酎廃液, 写真定着廃液など)
廃アルカリ	廃ソーダ液, アンモニア廃液, 染色廃液等のアルカリ性廃液
鉱さい	高炉・平炉等の残さい, 鋳物廃砂, 不良鉱石, サンドブラスト廃砂など
ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は汚泥, 廃油, 廃酸, 廃アルカリ等の焼却施設において発生し, 集塵施設によって集められたもの
紙くず	△ 建設業, パルプ, 紙・紙加工品の製造業, 新聞業, 出版業, 製本業, 印刷物加工業に係るもの並びに PCB が塗布され, 又は染み込んだもの
木くず	△ 建設業, 木材・木製品製造業, パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びに PCB が染み込んだもの, 木製パレット, 木製リース物品など 物品賃貸業に係る木くずなど
繊維くず	△ 建設業, 繊維工業 (衣服その他の繊維製品製造業を除く) に係るもの並びに PCB が染み込んだもの 木綿くず, 羊毛くず, 絹くず, 麻くずなど
動植物性残さ	△ 食品製造業, 医薬品製造業及び香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
動物系固形不要物	△ と畜場においてとさつし, 又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
動物のふん尿	△ 畜産農業に係る牛, 豚, 鶏等のふん尿
動物の死体	△ 畜産農業に係る牛, 豚, 鶏等の死体
13号廃棄物	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので, 上記以外のもの (有害汚泥のコンクリート固型化物など)

(注) 表中の○は安定型処分場で処分可能なもの (安定5品目)。表中の△は対象となる業種が指定されているもの。

表4 特別管理産業廃棄物の分類

区分	内容	
廃油	廃揮発油類, 廃灯油類及び廃軽油類 (引火点 70°C未満)	
廃酸	pH (水素イオン濃度指数) が 2.0 以下の酸性廃液	
廃アルカリ	pH が 12.5 以上のアルカリ性廃液	
感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される血液, 使用済み注射針などの感染性病原体が含まれ, 付着し又はそのおそれのある産業廃棄物	
特定有害産業廃棄物	廃 PCB	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
	PCB 汚染物	紙くず (PCB が塗布され, 又は染み込んだもの), 木くず・繊維くずのうち PCB が染み込んだもの, 廃プラスチック類・金属くず (PCB が付着し, 又は封入されたもの), 陶磁器くずのうち PCB が付着したもの
	PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理されたもの (環境省令で定める基準に適合しないもの)
	廃水銀等	水銀 (化合物を含む) が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物になったものから回収した廃水銀, 水銀使用製品の製造施設等において生じた廃水銀
	廃石綿等	建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿, 石綿含有保温材など
	その他の特定有害産業廃棄物	指定下水汚泥, 鉱さい, ばいじん, 燃え殻, 汚泥, 廃油, 廃酸, 廃アルカリのうち, 特定施設から排出されるものであって, 特定の物質 ^(注) (25種類) を環境省令で定める基準以上に含むもの

(注) 特定の物質とは: 水銀又はその化合物, カドミウム又はその化合物, 鉛又はその化合物, 有機燐化合物, 六価クロム化合物, 砒素又はその化合物, シアン化合物, PCB, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, チオラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン又はその化合物, 1,4-ジオキサン, ダイオキシン類

第2章 廃棄物の現状，将来予測及び課題

第1節 廃棄物の現状

一般廃棄物については，市町村の令和5年度までの一般廃棄物処理事業実態調査結果を，また，産業廃棄物については令和5年度の産業廃棄物実態調査結果を基に，リサイクルの動向等を踏まえ，令和7年度の排出量を推計し，現状としてとりまとめました。

第1項 一般廃棄物

1 ごみの排出状況等

(1) 総排出量

- 令和7年度に県内で排出されるごみの総排出量は495千トンであり，一人一日当たりのごみの排出量は894gであると推計されます。
- ごみの総排出量は，令和5年度と比較すると12千トン（約2%）減少しており，近年は減少傾向で推移しています。これは人口の減少が要因と考えられます。
- 一人一日当たりのごみ排出量は年度により増減がありますが，近年は減少傾向にあります。令和5年度は全国平均値と比較すると26g多い値となっています。

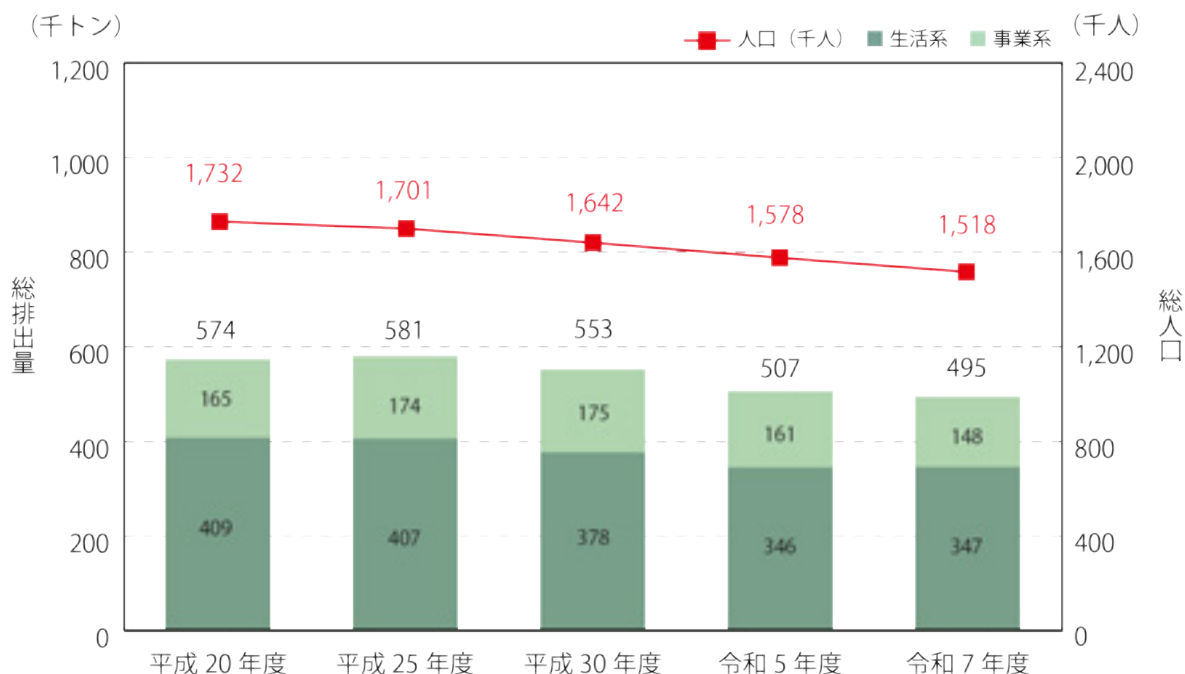


図4 ごみの総排出量と人口の推移（鹿児島県）

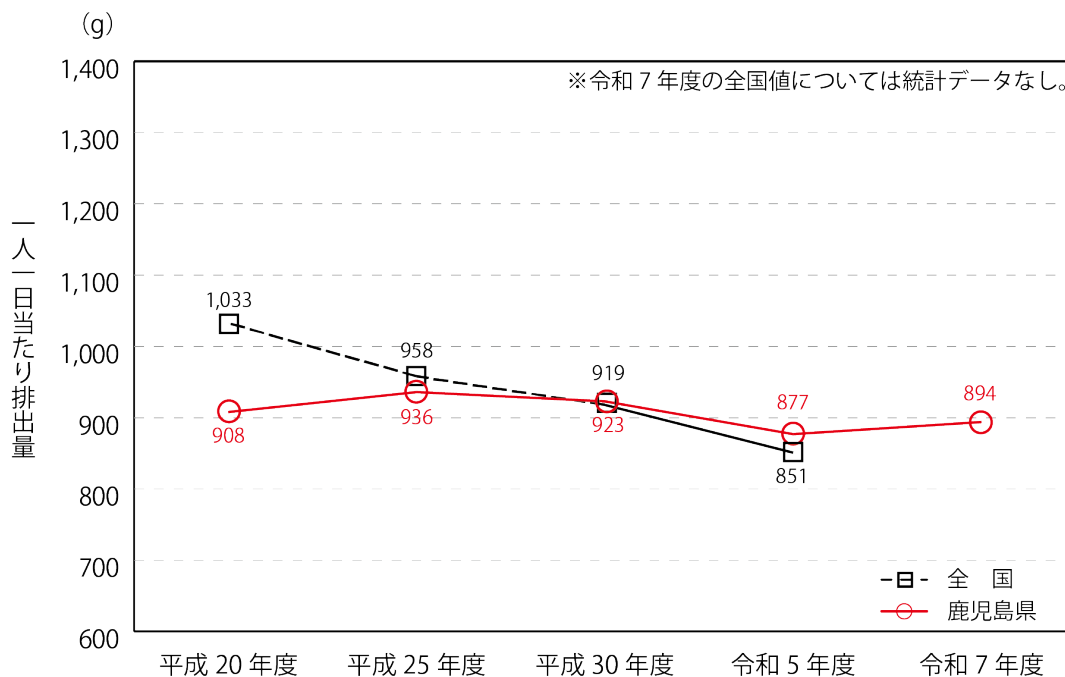


図 5 一人一日当たり排出量の推移 (鹿児島県・全国)

表 5 ごみの総排出量及び一人一日当たり排出量の推移

項目	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	令和 7 年度 (推計値)
総排出量 (千トン)					
鹿児島県	574	581	553	507	495
全 国	48,106	44,874	42,727	38,974	—
一人一日当たり排出量 (g)					
鹿児島県	908	936	923	877	894
全 国	1,033	958	919	851	—

(2) 収集形態別排出量

- 令和7年度の収集形態別排出量は、計画収集が429千トンで全体の86.6%を占めており、次いで直接搬入が66千トンで13.2%、集団回収が1千トンで0.2%、自家処理はほとんどないと推計されます。
- 計画収集の内訳は、可燃ごみが343千トンで全体の69.3%を占めており、次いで資源ごみが59千トンで12.0%、不燃ごみが11千トンで2.2%等となっています。

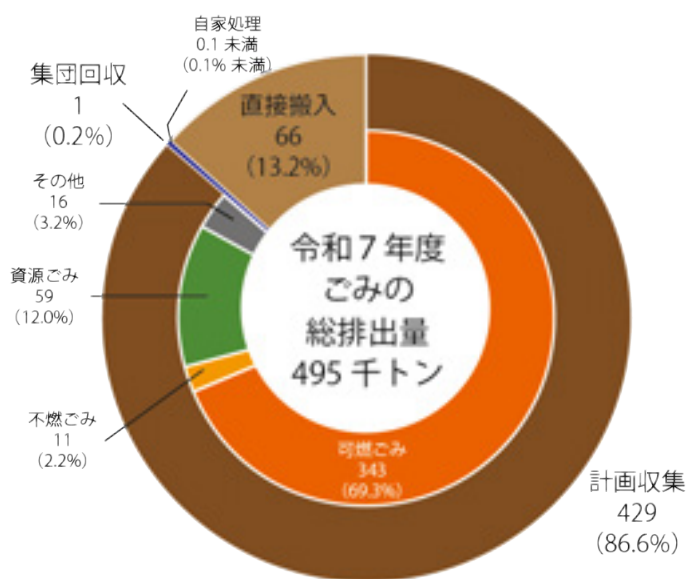


図6 ごみの収集形態別内訳

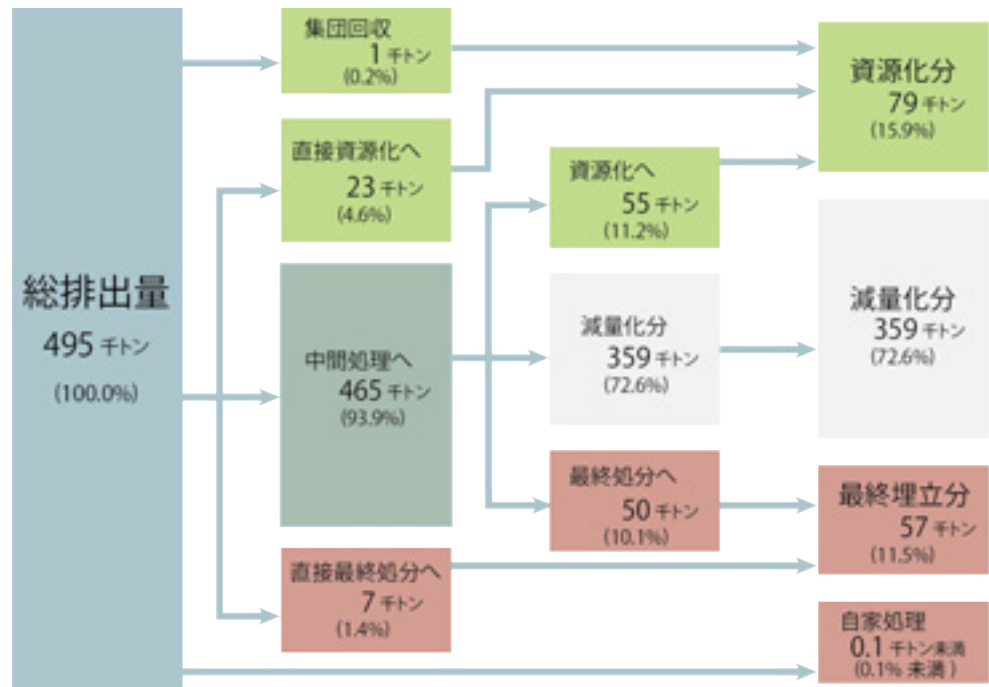
表6 ごみの収集形態別内訳

種類	排出量	割合 (%)
計画収集	429	86.6
可燃ごみ	343	69.3
不燃ごみ	11	2.2
資源ごみ	59	12.0
その他	16	3.2
集団回収	1	0.2
直接搬入	66	13.2
自家処理	0.1 未満	0.1 未満
合計	495	100.0

(単位：千トン)

(3) 処理の状況

- 令和7年度の本県のごみの処理の内訳は、以下のフロー図のとおりです。



廃棄物の現状、
将来予測及び課題

図7 ごみ処理の状況

(4) リサイクルの状況

- 令和7年度のごみの資源化量は79千トン（うち直接資源化23千トン，中間処理後資源化55千トン，集団回収1千トン）であり，リサイクル率は15.9%と推計されます。
- リサイクル率は図8に示すとおり近年は横ばい傾向にあります。
- 令和5年度は全国平均値と比較すると3.9ポイント低い値となっています。

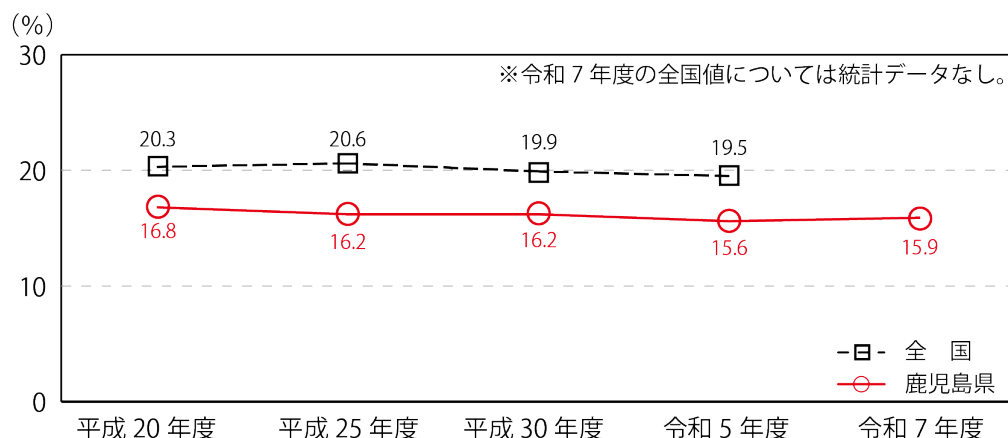


図8 リサイクル率の推移 (鹿児島県・全国)

① 容器包装リサイクル

- 容器包装リサイクル法に基づき，すべての市町村が分別収集計画を策定し，分別収集に取り組んでいます。
- 令和6年度の収集実績は31千トンで，一市町村当たりの平均分別数は，8.5品目^{注1}（10品目中）となっています。

表7 第10期市町村分別収集計画に基づく分別収集実績 (令和6年度)

対象品目	分別収集実施市町村数/全市町村数	収集量 (トン)	再商品化 (トン)
無色ガラス	41/43	1,919	1,920 ^{注3}
茶色ガラス	41/43	2,899	2,831
その他ガラス	42/42	1,096	1,098 ^{注3}
ペットボトル	43/43	4,190	4,115
スチール缶	42/43	1,272	1,311 ^{注3}
アルミ缶	41/43	2,126	2,152 ^{注3}
紙パック	26/32	127	127
段ボール	40/43	6,741	6,818 ^{注3}
その他紙	17/24	1,841	1,899 ^{注3}
その他プラ	32/35	8,690	6,995
(その他プラのうち白色トレイ) ^{注2}	(8/15)	(31)	(87)
合計		30,900	29,267

(注1) (令和6年度の市町村の収集品目平均) 8.5品目 = (市町村実施品目総数) 365 ÷ (計画策定市町村数) 43

(注2) 白色トレイはその他プラに含まれるが，分けて収集してもかまわないとされている。

(注3) 令和5年度に収集・保管していたものが，令和6年度に再商品化されたため，再商品化量が収集実績を上回っている。

② 家電リサイクル

- ・ 家電リサイクル法が平成13年度から施行され、再商品化率は、法律で定められた再商品化基準値を上回る実績を上げています。

表8 指定取引場所での引取台数（令和6年度実績）

区分	テレビ		エアコン	冷蔵庫 ・冷凍庫	洗濯機 ・衣類乾燥機
	ブラウン管	液晶・プラズマ 式・有機EL			
全国	462	3,153	3,961	3,228	3,780
県	6	43	48	40	46

（単位：千台）

表9 再商品化率（令和6年度全国の状況）

区分	テレビ		エアコン	冷蔵庫 ・冷凍庫	洗濯機 ・衣類乾燥機
	ブラウン管	液晶・プラズマ 式・有機EL			
令和6年度 実績	72%	85%	93%	80%	93%
再商品化 基準値	55%以上	74%以上	80%以上	70%以上	82%以上

③ 自動車リサイクル

- ・ 自動車リサイクル法が平成17年1月から施行され、令和6年度の県内における移動報告の状況は年間の使用済自動車の引取工程が34千台、フロン類の回収工程が22千台、解体工程が34千台、破碎工程が34千台となっています。
- ・ 県内の事業者は、令和7年3月末現在、鹿児島市分も含め、451業者が登録・許可を有しています。

表10 県内の移動報告の状況

工程	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
引取	48	46	38	35	34
フロン類回収	35	32	26	24	22
解体	48	46	38	35	34
破碎	49	47	40	38	34

（単位：千台）

表11 県内の自動車リサイクル関連事業者の状況（令和7年3月末現在）

業種別	登録・許可業者数		
	県	市	合計
引取業	179	62	241
フロン類回収業	83	33	116
解体業	52	20	72
破碎業	破碎前のみ	5	19
	破碎	1	3
合計	330	121	451

（単位：者）

(5) 最終処分の状況

- 令和7年度の最終処分量は57千トンと推計されます。
- 最終処分量は図9に示すとおり近年減少傾向にあります。

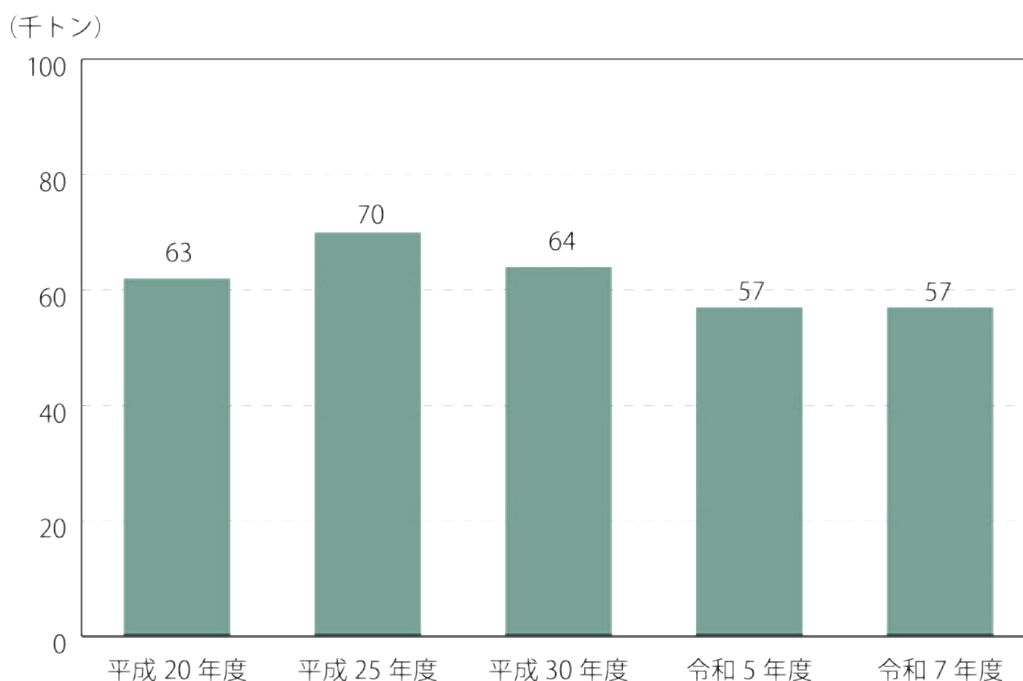


図9 最終処分量の推移

(6) 処理施設の状況

- 県内の一般廃棄物処理施設は、令和7年4月1日現在、焼却施設が34施設、粗大ごみ処理・資源化施設が23施設、最終処分場が30施設となっています。

表12 ごみ処理施設の概要（令和7年4月1日現在）

施設の種類	施設数	処理能力
焼却施設	34	2,014 トン / 日
粗大ごみ処理・資源化施設	23	378 トン / 日
最終処分場	30	2,603 千 m^3 (処理能力は令和6年度末残余容量)

令和7年4月1日現在
30施設

廃棄物の現状、
将来予測及び課題

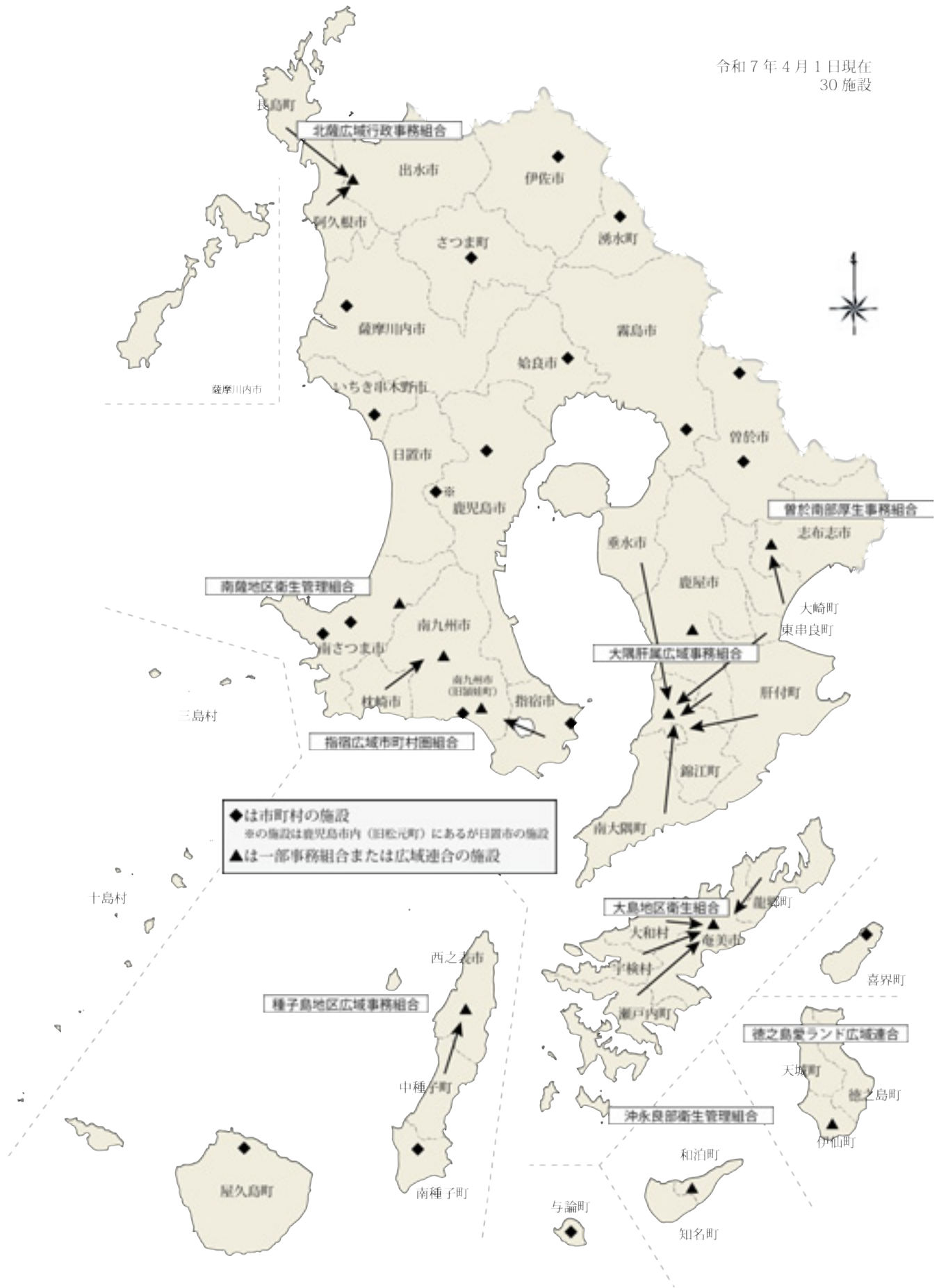


図12 ごみ処理施設（最終処分場）設置状況

(7) 廃家電4品目及び使用済自動車の不法投棄等の状況

① 廃家電4品目

- 鹿児島県全体、本土における不法投棄家電の回収台数は、図13に示すとおり、年度によりばらつきがありますが、減少傾向にあります。
- 離島における不法投棄家電の回収台数は、70台前後で推移しています。

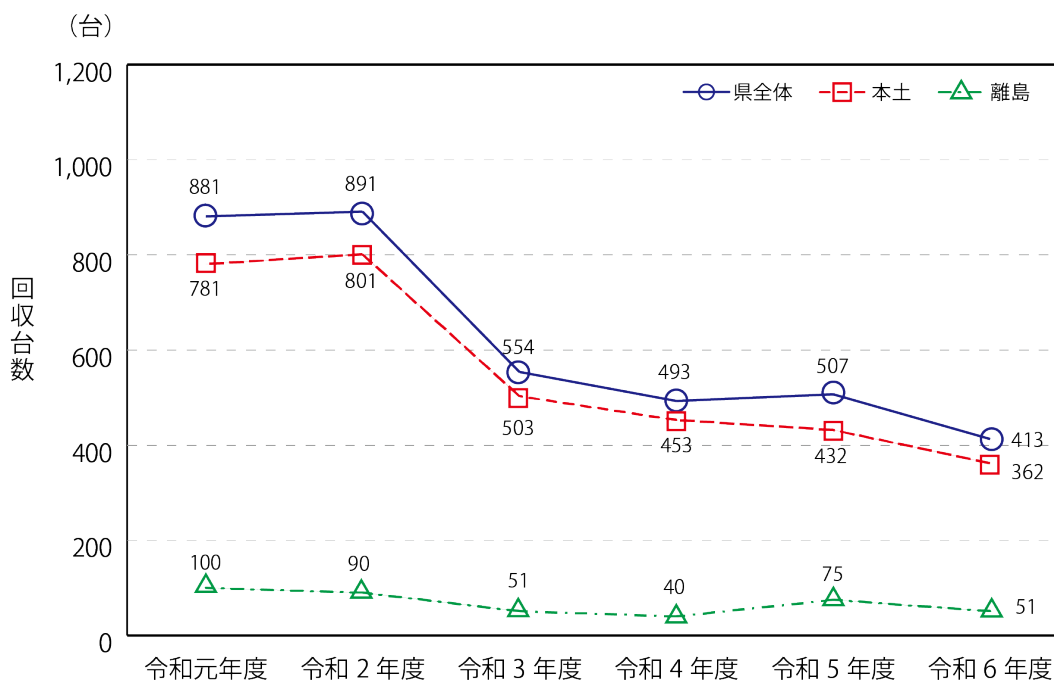


図13 不法投棄家電の回収台数の推移

② 使用済自動車

- 令和6年度における県内の使用済自動車の不法投棄台数は40台、また、自動車リサイクルを行う登録・許可業者の不適正保管は24台確認されています。
- 自動車リサイクル法の定着に伴い、不適正保管は減少傾向にありますが、不法投棄は横ばいとなっています。

表13 不法投棄及び保管基準違反の状況

地域	法施行前 (平成16年9月末)	平成26年度末	令和元年度末	令和6年度末
不法投棄の状況				
県全体	3,212	5	44	40
本土	2,604	5	7	9
離島	608	0	37	31
不適正保管の状況				
県全体	12,159	49	18	24
本土	5,153	15	0	7
離島	7,006	34	18	17

(単位：台)

(8) 前計画の目標値との比較

① 総排出量

- 令和7年度におけるごみの総排出量は495千トン、一人一日当たり排出量は894gと推計されます。
- 前計画における令和7年度目標値と比較すると、総排出量は12千トン、一人一日当たり排出量は19g目標値を上回り、目標達成は困難な見込みです。

② リサイクル率

- 令和7年度におけるごみのリサイクル率は15.9%と推計されます。
- 前計画における令和7年度目標値と比較すると、目標値を7.5ポイント下回り、目標達成は困難な見込みです。

③ 最終処分量

- 令和7年度におけるごみの最終処分量は57千トンと推計されます。
- 前計画における令和7年度目標値と比較すると、目標値を10千トン上回り、目標達成は困難な見込みです。

表 14 前計画の目標値との比較

目標値の種類	前計画における 令和2年度 推計値	前計画における 令和7年度 目標値	令和7年度 推計値
総排出量（千トン）	532	483	495
一人一日当たり排出量（g）	918	875	894
リサイクル率（%）	16.4	23.4	15.9
最終処分量（千トン）	59	47	57

2 し尿の排出状況等

(1) 総排出量

- 令和7年度に県内で排出されるし尿の総排出量は710千キロリットルと推計され、令和5年度と比較すると19千キロリットル（約3%）減少しており、近年は図14に示すとおり横ばいで推移しています。
- 内訳を種類別に見ると、汲み取りし尿（収集）が116千キロリットルで全体の16.3%を占め、浄化槽汚泥が594千キロリットルで83.7%を占めています。
- 令和7年度の本県の水洗化人口は1,430千人であり、水洗化率は94.2%と上昇しています。

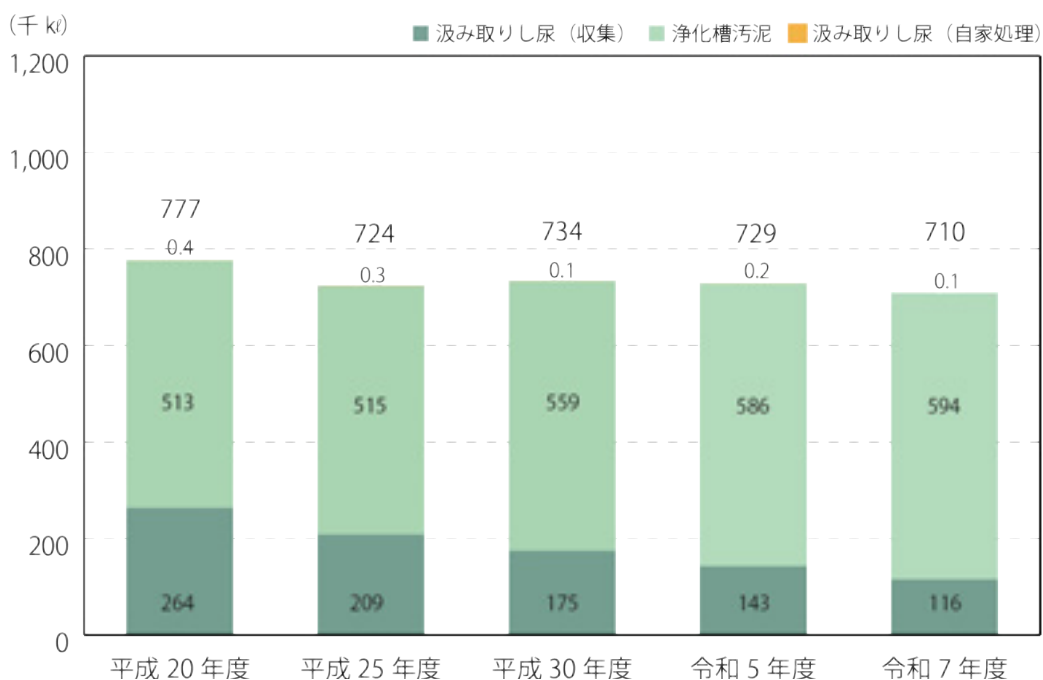


図14 し尿の総排出量の推移（鹿児島県）

表15 し尿処理の状況

項目	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和5年度	令和7年度 (推計値)
総人口	1,732	1,701	1,642	1,578	1,518
水洗化人口	1,380	1,471	1,476	1,459	1,430
うち公共下水道人口	633	654	655	655	643
うち浄化槽人口	739	809	812	797	780
うちコミュニティ・プラント人口	8	9	8	7	7
非水洗化人口	351	230	166	119	88
うち収集人口	351	230	166	119	88
うち自家処理人口	1	0	0	0	0
し尿の総排出量（千キロリットル／年）					
鹿児島県	777	724	734	729	710
全 国	24,553	21,935	20,431	19,250	—

（単位：千人）

（注）浄化槽人口には農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設の人口を含む。
 [し尿の総排出量] = [汲み取りし尿] + [浄化槽汚泥] （※公共下水道は含まず）

(2) 処理別排出量

- 令和7年度の処理別排出量は、し尿処理施設での処理が692千キロリットルで全体の97.5%を占めており、次いで農地還元の6千キロリットル(0.8%)となっています。

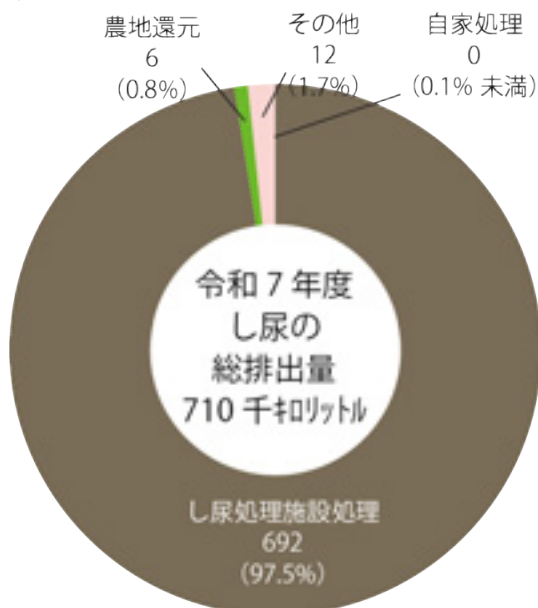


図 15 処理別し尿排出量

表 16 処理別し尿排出量

項目	処理年度				
	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
し尿処理施設処理	758	707	721	711	692
農地還元	12	12	10	6	6
自家処理	0	0	0	0	0
その他	6	4	2	12	12
合計	777	724	734	729	710

(単位：千キロリットル)

(3) し尿処理施設の状況

- 令和7年4月1日現在における県内の処理施設は、し尿処理施設が25施設、コミュニティ・プラント¹が4施設となっています。
- 令和7年4月1日現在、農業集落排水処理施設が23市町村の59地区で供用されており、1箇所を整備中です。また、漁業集落排水処理施設が6市町村の12地区で供用されています。

表 17 し尿処理施設の概要 (令和7年4月1日現在)

施設の種類	施設数	処理能力
し尿処理施設	25	2,352 キロリットル / 日 (858 千キロリットル / 年)
コミュニティ・プラント	4	2,919 m ³ / 日 (1,065 千 m ³ / 年)

(注) 年間処理能力値は年間365日稼働の場合を想定している。

¹ コミュニティ・プラント：廃棄物処理法第6条第1項により定められた「市町村の定める一般廃棄物処理計画に従い、市町村が整備したし尿と生活排水を併せて処理する施設」。

令和7年4月1日現在
25施設

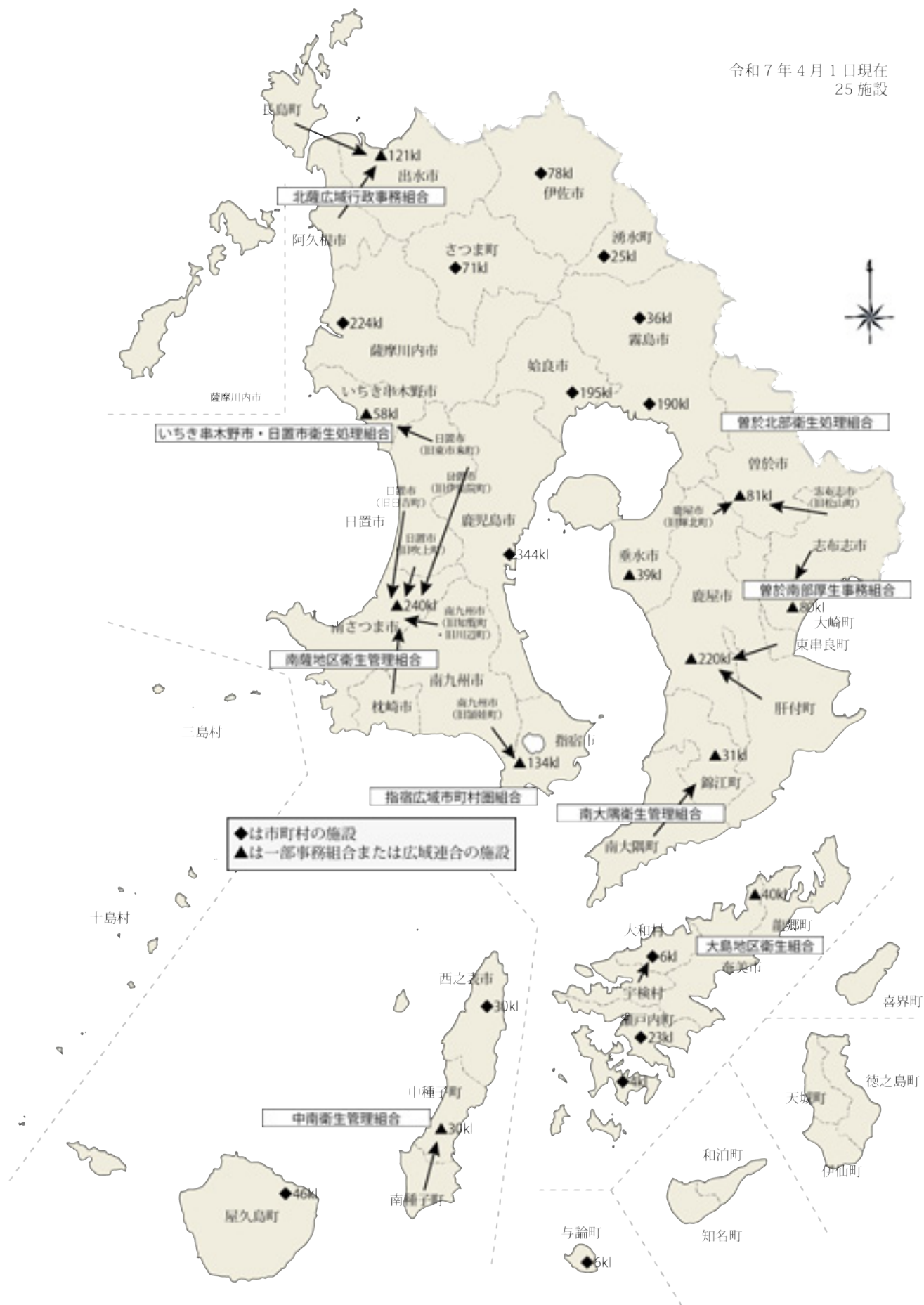


図 16 し尿処理施設の設置状況

(4) 浄化槽の設置状況

- 県内における浄化槽の設置基数は、図 17 に示すとおり増加傾向にあり、令和 6 年度末時点の設置基数は 3 2 8 千基で、このうち合併処理浄化槽の占める割合は 6 8 . 9 % となっています。
- 浄化槽法の改正に伴い、平成 1 3 年から原則として単独処理浄化槽の設置ができなくなったことから、今後ますます合併処理浄化槽の占める割合は高まるものと考えられます。

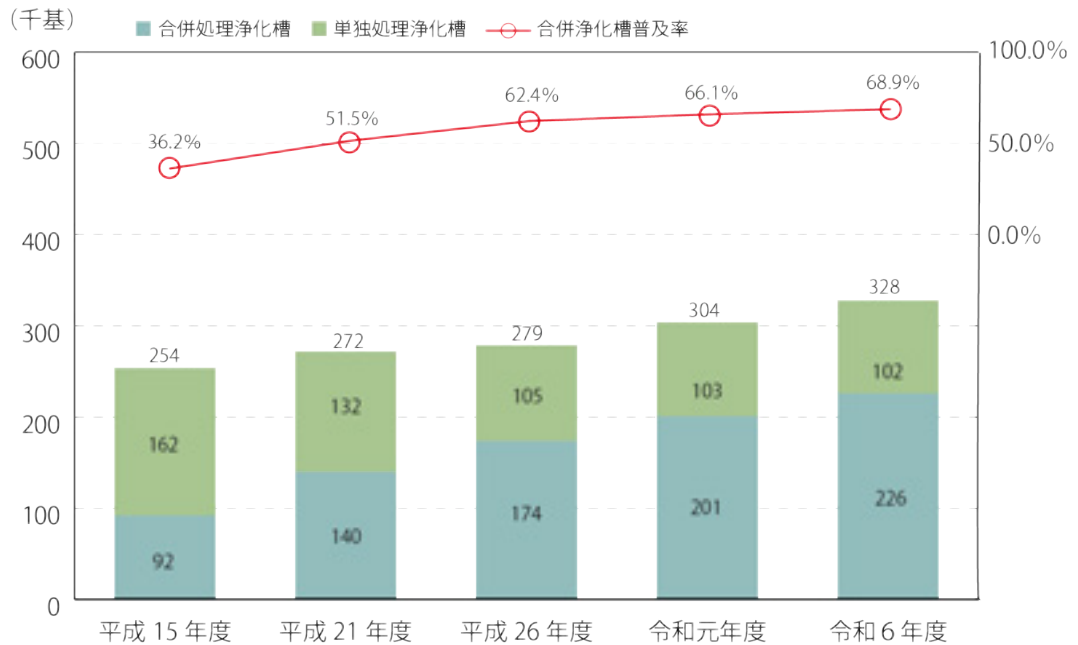


図 17 浄化槽の設置状況

表 18 浄化槽の設置状況

項目	処理年度				
	平成 15 年度	平成 21 年度	平成 26 年度	令和元年度	令和 6 年度
合併処理浄化槽	92	140	174	201	226
単独処理浄化槽	162	132	105	103	102
合 計	254	272	279	304	328

(単位：千基)

第2項 産業廃棄物

1 産業廃棄物の排出の状況

(1) 総排出量

- 令和7年度に県内で排出される産業廃棄物の総排出量は、8,951千トンと推計されます。
- 産業廃棄物の総排出量は、令和2年度と比較すると356千トン(約4%)増加しています。

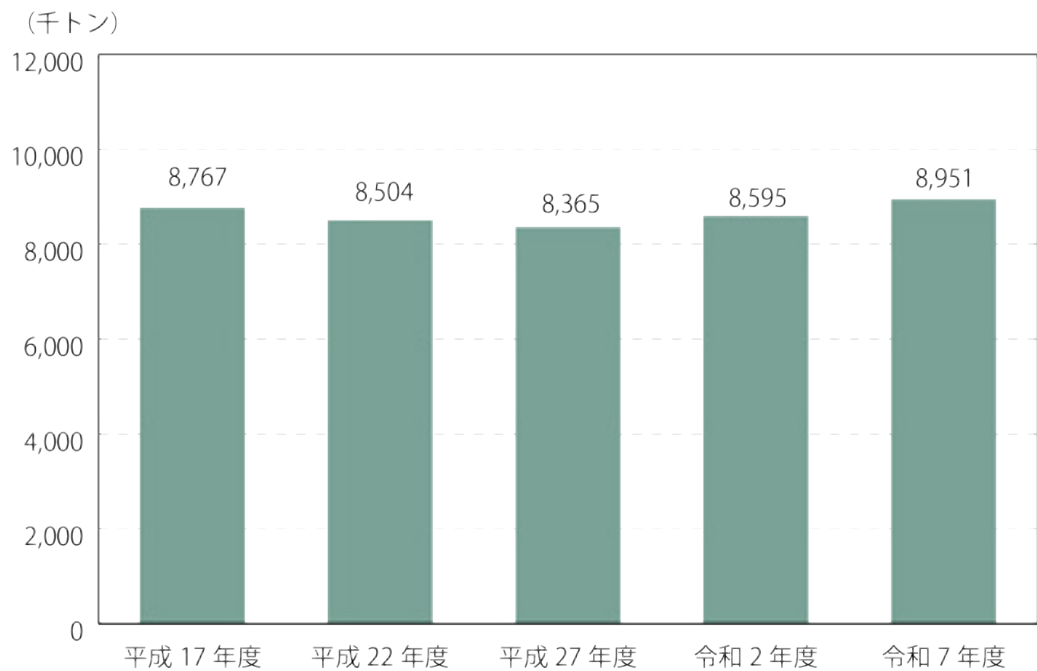


図 18 産業廃棄物総排出量の経年変化

(2) 業種別排出量

- 令和7年度における業種別排出量は、農業が6,059千トンで全体の67.7%を占めており、次いで建設業が1,804千トンで全体の20.2%、製造業が926千トンで全体の10.3%等となっています。

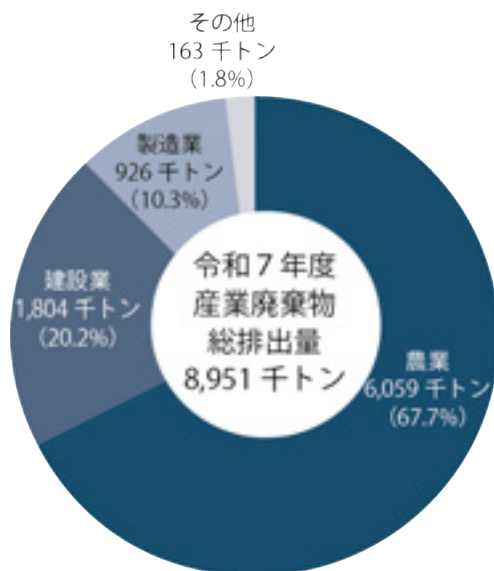


図 19 令和7年度産業廃棄物業種別排出量

表 19 産業廃棄物の業種別排出量

業 種	排出量	割 合 (%)
農業	6,059	67.7
林業	2	0.1 未満
漁業	0.5	0.1 未満
鉱業	0.4	0.1 未満
建設業	1,804	20.2
製造業	926	10.3
卸売・小売業，飲食店，宿泊業	36	0.4
運輸・情報通信業	4	0.1 未満
電気・ガス・熱供給・水道業	8	0.1 未満
その他サービス業	30	0.3
医療業	21	0.2
水道業（市町村機関）	61	0.7
合 計	8,951	100.0
(農業を除くもの)	2,892	-
(建設業を除くもの)	7,147	-
(農業・建設業を除くもの)	1,088	-

(単位：千トン)

(3) 種類別排出量

- 令和7年度における種類別排出量は、動物のふん尿が6,048千トンで全体の67.6%を占めており、次いでがれき類が1,313千トンで14.7%、汚泥が448千トンで5.0%等となっています。

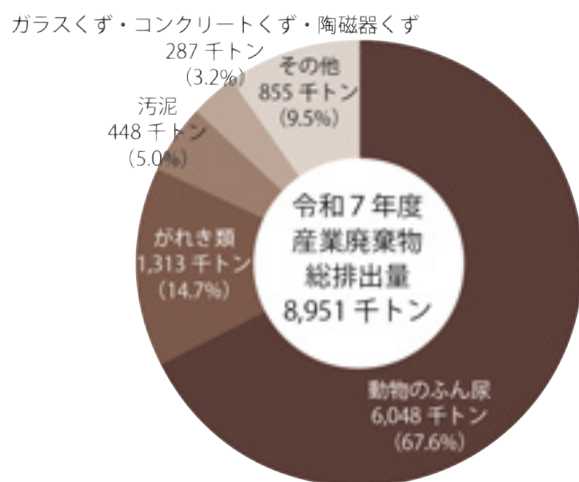


図 20 令和7年度産業廃棄物種類別排出量

表 20 産業廃棄物の種類別排出量

廃棄物の種類	排出量	割合 (%)
燃え殻	5	0.1 未満
汚泥	448	5.0
廃油	23	0.3
廃酸	249	2.8
廃アルカリ	41	0.5
廃プラスチック類	95	1.1
紙くず	4	0.1 未満
木くず	245	2.7
繊維くず	2	0.1 未満
動植物性残さ	95	1.1
ゴムくず	0	0.1 未満
金属くず	33	0.4
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	287	3.2
鋳さい	1	0.1 未満
がれき類	1,313	14.7
動物のふん尿	6,048	67.6
動物の死体	6	0.1 未満
ばいじん	4	0.1 未満
動物系固形不要物	21	0.2
その他の産業廃棄物	6	0.1 未満
特別管理産業廃棄物	27	0.3
合計	8,951	100.0

(単位：千トン)

(4) 地域別排出量

① 地域別排出量 その1 (全体)

- 地域別排出量は、大隅地域が3,433千トンで38.4%と最も多く、北薩地域が1,353千トンで15.1%、鹿児島地域が1,322千トンで14.8%、始良・伊佐地域が1,131千トンで12.6%、南薩地域が1,093千トンで12.2%、大島地域が431千トンで4.8%、熊毛地域が187千トンで2.1%となっています。

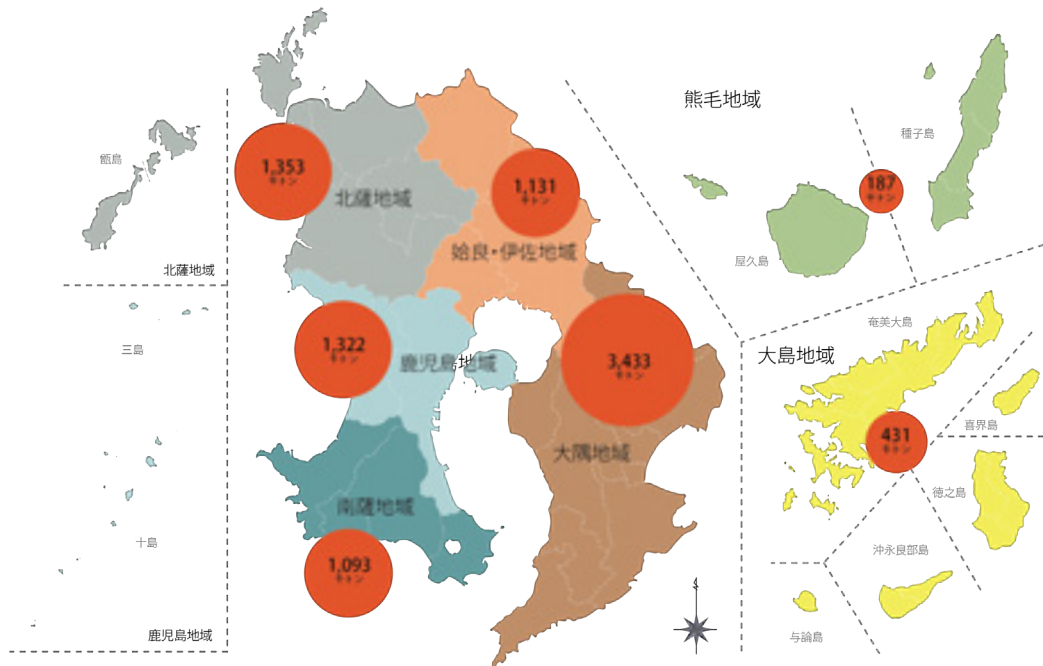


図 21 産業廃棄物の地域別排出量 (全体)

表 21 産業廃棄物の地域別排出量 (全体)

地域名	排出量	割合 (%)
鹿児島地域	1,322	14.8
南薩地域	1,093	12.2
北薩地域	1,353	15.1
始良・伊佐地域	1,131	12.6
大隅地域	3,433	38.4
熊毛地域	187	2.1
大島地域	431	4.8
合計	8,951	100.0

(単位：千トン)

② 地域別排出量 その2（農業を除くもの）

- 農業を除く地域別排出量は、鹿児島地域が1,128千トンで39.0%と最も多く、北薩地域が509千トンで17.6%，大隅地域が465千トンで16.1%，始良・伊佐地域が368千トンで12.7%，南薩地域が193千トンで6.7%，大島地域が171千トンで5.9%，熊毛地域が58千トンで2.0%となっています。

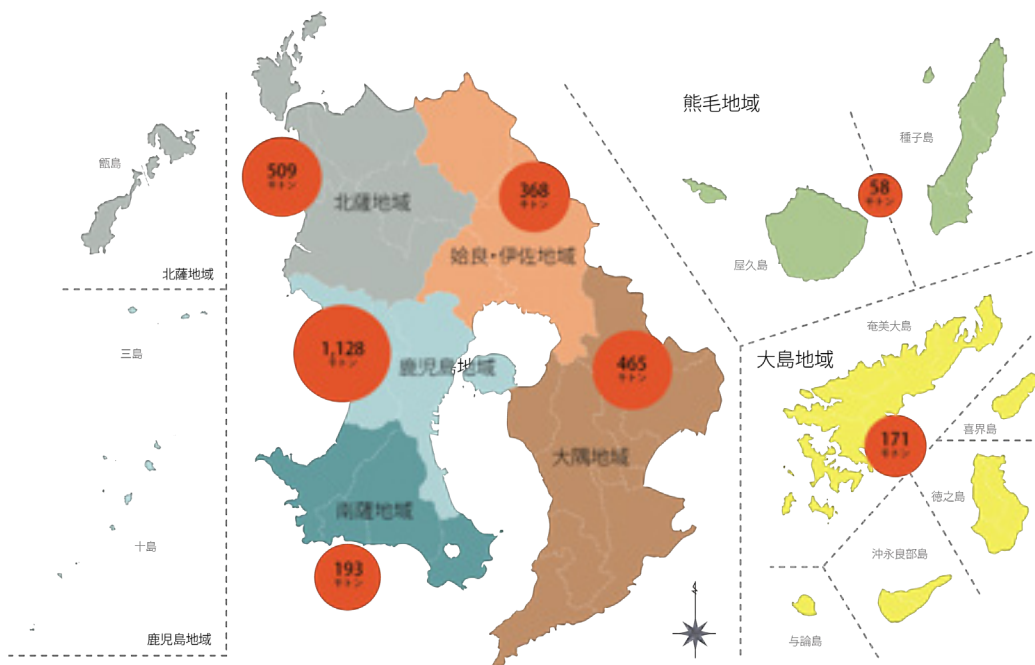


図 22 産業廃棄物の地域別排出量（農業を除くもの）

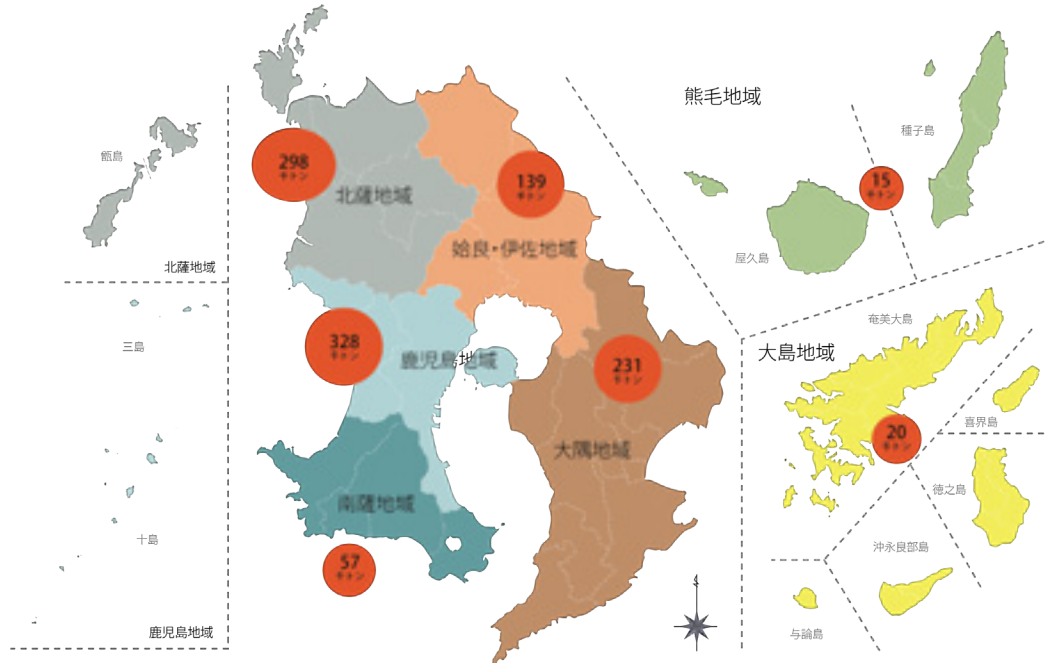
表 22 産業廃棄物の地域別排出量（農業を除くもの）

地域名	排出量	割合 (%)
鹿児島地域	1,128	39.0
南薩地域	193	6.7
北薩地域	509	17.6
始良・伊佐地域	368	12.7
大隅地域	465	16.1
熊毛地域	58	2.0
大島地域	171	5.9
合計	2,892	100.0

(単位：千トン)

③ 地域別排出量 その3（農業・建設業を除くもの）

- 農業・建設業を除く地域別排出量は、鹿児島地域が328千トンで30.1%と最も多く、北薩地域が298千トンで27.4%，大隅地域が231千トンで21.2%，始良・伊佐地域が139千トンで12.8%，南薩地域が57千トンで5.2%，大島地域が20千トンで1.8%，熊毛地域が15千トンで1.4%となっています。



廃棄物の現状、
将来予測及び課題

図 23 産業廃棄物の地域別排出量（農業・建設業を除くもの）

表 23 産業廃棄物の地域別排出量（農業・建設業を除くもの）

地域名	排出量	割合 (%)
鹿児島地域	328	30.1
南薩地域	57	5.2
北薩地域	298	27.4
始良・伊佐地域	139	12.8
大隅地域	231	21.2
熊毛地域	15	1.4
大島地域	20	1.8
合計	1,088	100.0

(単位：千トン)

2 産業廃棄物の処理の状況

(1) 処理の概要

① 全体

- 令和7年度は、総排出量8,951千トンのうち、中間処理によって2,606千トン(29.1%)が減量化され、直接又は中間処理後、有効利用される量が6,216千トン(69.4%)、最終処分される量が129千トン(1.4%)となっています。

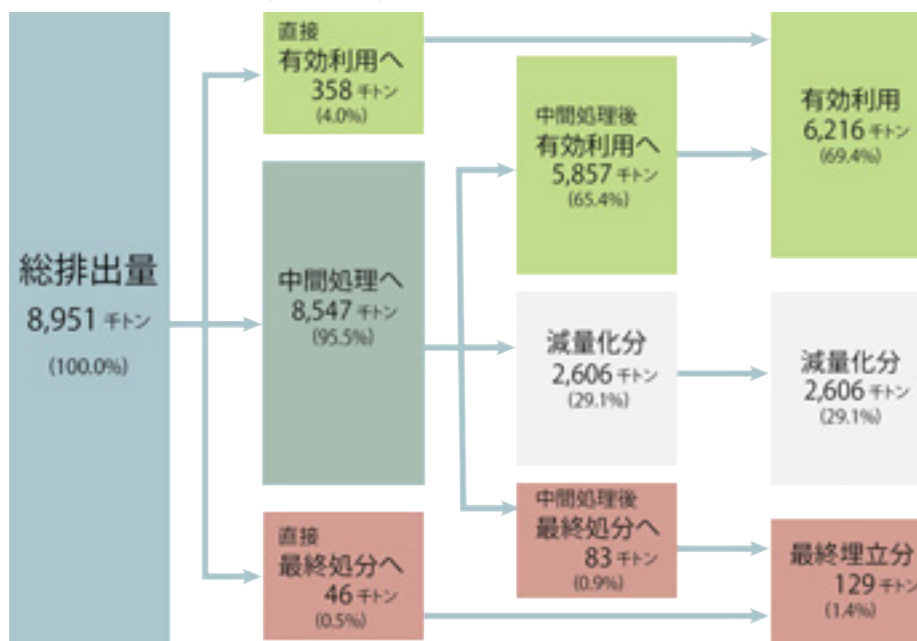


図 24 産業廃棄物の処理の概要（全体）

表 24 産業廃棄物の種類別処理の内訳（全体）

廃棄物の種類	排出量	処理の内訳		
		減量化分	有効利用量	最終処分
燃え殻	5	0	3	2
汚泥	448	332	108	8
廃油	23	12	10	1
廃酸	249	96	153	0
廃アルカリ	41	32	9	0
廃プラスチック類	95	18	51	25
紙くず	4	1	3	0
木くず	245	67	169	9
繊維くず	2	1	0	0
動植物性残さ	95	15	78	2
ゴムくず	0	0	0	0
金属くず	33	0	30	2
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	287	14	232	42
鋳さい	1	0	0	1
がれき類	1,313	49	1,236	28
動物のふん尿	6,048	1,947	4,102	0
動物の死体	6	0	5	0
ばいじん	4	0	1	3
動物系固形不要物	21	1	20	0
その他の産業廃棄物	6	0	4	1
特別管理産業廃棄物	27	22	1	3
合計	8,951	2,606	6,216	129

(単位：千トン)

② 農業を除くもの

- 令和7年度は、農業を除く総排出量2,892千トンのうち、中間処理によって659千トン(22.8%)が減量化され、直接又は中間処理後、有効利用される量が2,105千トン(72.8%)、最終処分される量が128千トン(4.4%)となっています。

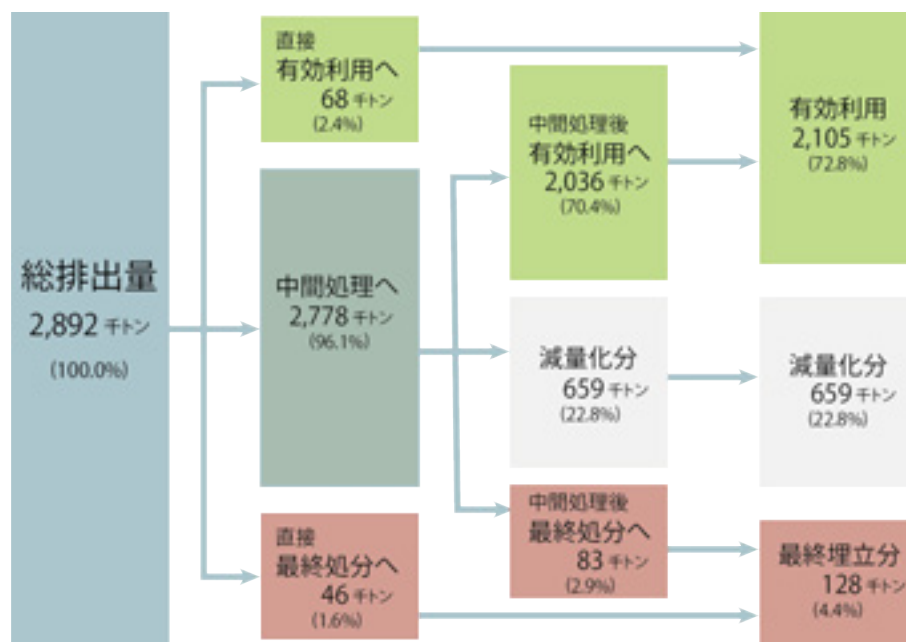


図 25 産業廃棄物の処理の概要（農業を除くもの）

表 25 産業廃棄物の種類別処理の内訳（農業を除くもの）

廃棄物の種類	排出量	処理の内訳		
		減量化分	有効利用量	最終処分
燃え殻	5	0	3	2
汚泥	448	332	108	8
廃油	23	12	10	1
廃酸	249	96	153	0
廃アルカリ	41	32	9	0
廃プラスチック類	90	18	47	25
紙くず	4	1	3	0
木くず	245	67	169	9
繊維くず	2	1	0	0
動植物性残さ	95	15	78	2
ゴムくず	0	0	0	0
金属くず	33	0	30	2
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	287	14	232	42
鋳さい	1	0	0	1
がれき類	1,313	49	1,236	28
ばいじん	4	0	1	3
動物系固形不要物	21	1	20	0
その他の産業廃棄物	6	0	4	1
特別管理産業廃棄物	27	22	1	3
合計	2,892	659	2,105	128

(単位：千トン)

③ 農業

○ 動物のふん尿

- 令和7年度の畜産農家から排出される動物のふん尿は、6,048千トンと推計され、そのうち4,421千トン(73.1%)が堆肥化され、1,158千トン(19.1%)が活性汚泥法等により浄化処理され、290千トン(4.8%)が直接農地還元されています。

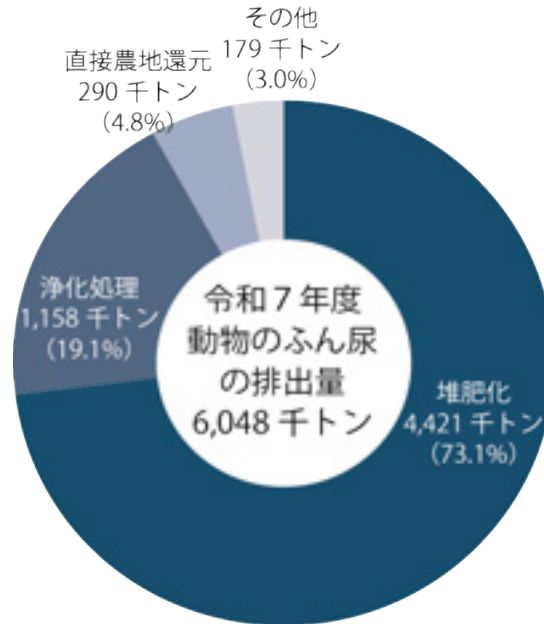


図26 動物のふん尿の処理状況

○ 動物の死体

- 令和7年度の畜産農家から排出される動物の死体は、6千トンと推計されます。
- 牛・豚等の死体は「化製場等に関する法律」に基づき処理されます。

○ 農業用廃プラスチック類

- 令和7年度の施設園芸等から排出される農業用廃プラスチック類は、約5千トンと推計され、再生処理が約4千トン、埋立処理等が約0.6千トン等となっています。

(2) 中間処理の概要（農業を除くもの）

- 農業を除く排出量2,892千トンのうち、2,778千トン（96.1%）が中間処理されています。

① 種類別中間処理状況

- 種類別中間処理量は、がれき類が1,290千トンと最も多く、次いで汚泥が439千トン、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずが276千トンとなっています。

表 26 種類別中間処理状況（農業を除くもの）

廃棄物の種類	排出量	中間処理量	処理率 (%)	処理の内訳		
				減量化分	有効利用量	最終処分
燃え殻	5	3	55.9	0	3	0
汚泥	448	439	97.9	332	105	2
廃油	23	21	92.0	12	9	1
廃酸	249	249	99.9	96	153	0
廃アルカリ	41	41	99.0	32	8	0
廃プラスチック類	90	82	91.3	18	45	19
紙くず	4	3	87.4	1	2	0
木くず	245	239	97.6	67	165	7
繊維くず	2	2	100.0	1	0	0
動植物性残さ	95	83	87.9	15	67	1
ゴムくず	0	0	94.1	0	0	0
金属くず	33	21	64.4	0	19	2
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	287	276	96.0	14	230	33
鋳さい	1	1	92.5	0	0	1
がれき類	1,313	1,290	98.3	49	1,226	14
ばいじん	4	1	16.9	0	1	0
動物系固形不要物	21	1	4.0	1	0	0
その他の産業廃棄物	6	3	47.0	0	2	1
特別管理産業廃棄物	27	25	94.2	22	1	2
合計	2,892	2,778	96.1	659	2,036	83

（単位：千トン）

② 処理方法別中間処理状況

- 処理方法別中間処理量は、破碎が1,568千トンで56.4%を占め最も多く、次いで堆肥化が316千トンで11.4%、脱水が257千トンで9.2%等となっています。

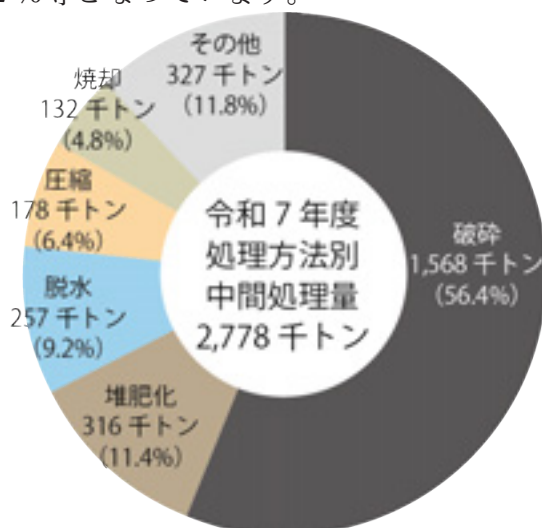


図 27 処理方法別中間処理状況

(3) 有効利用状況（農業を除くもの）

- 令和7年度は、農業を除く排出量2,892千トンのうち、2,105千トンが有効利用されており、リサイクル率は72.8%と推計されます。
- リサイクル率は、令和2年度と比較すると4.9ポイント増加しており、平成17年度以降は増加傾向にあります。

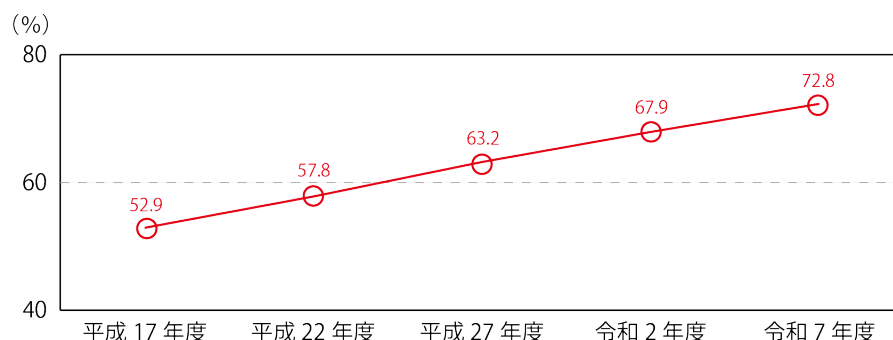


図28 産業廃棄物のリサイクル率の推移

① 種別別有効利用状況

- 種別別有効利用量は、がれき類が1,236千トン（リサイクル率94.1%）と最も多く、次いでガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずが232千トン（同80.7%）、木くずが169千トン（同69.1%）、廃酸が153千トン（同61.4%）等となっています。

表27 種別別有効利用状況（農業を除くもの）

廃棄物の種類	排出量	有効利用量	有効利用率 (%)
燃え殻	5	3	54.2
汚泥	448	108	24.1
廃油	23	10	46.1
廃酸	249	153	61.4
廃アルカリ	41	9	21.3
廃プラスチック類	90	47	52.2
紙くず	4	3	66.7
木くず	245	169	69.1
繊維くず	2	0	26.4
動植物性残さ	95	78	81.9
ゴムくず	0	0	29.8
金属くず	33	30	92.3
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	287	232	80.7
鋳さい	1	0	0.0
がれき類	1,313	1,236	94.1
ばいじん	4	1	16.9
動物系固形不要物	21	20	96.3
その他の産業廃棄物	6	4	71.4
特別管理産業廃棄物	27	1	5.5
合計	2,892	2,105	72.8

(単位：千トン)

② 用途別有効利用状況

- 用途別有効利用量は，建設資材が1,100千トンで52.3%を占め最も多く，次いで堆肥が164千トンで7.8%，原材料が144千トンで6.8%等となっています。

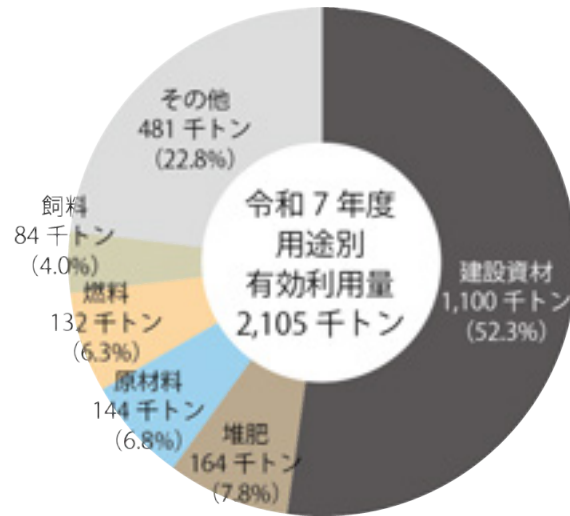


図 29 用途別有効利用状況

(4) 最終処分状況（農業を除くもの）

- 令和7年度は、農業を除く排出量2,892千トンのうち、128千トン（4.4%）が最終処分されていると推計されます。
- 種類別最終処分量は、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずが42千トン（最終処分率14.6%）で最も多く、次いでがれき類が28千トン（同2.1%）、廃プラスチック類が25千トン（同27.4%）となっています。

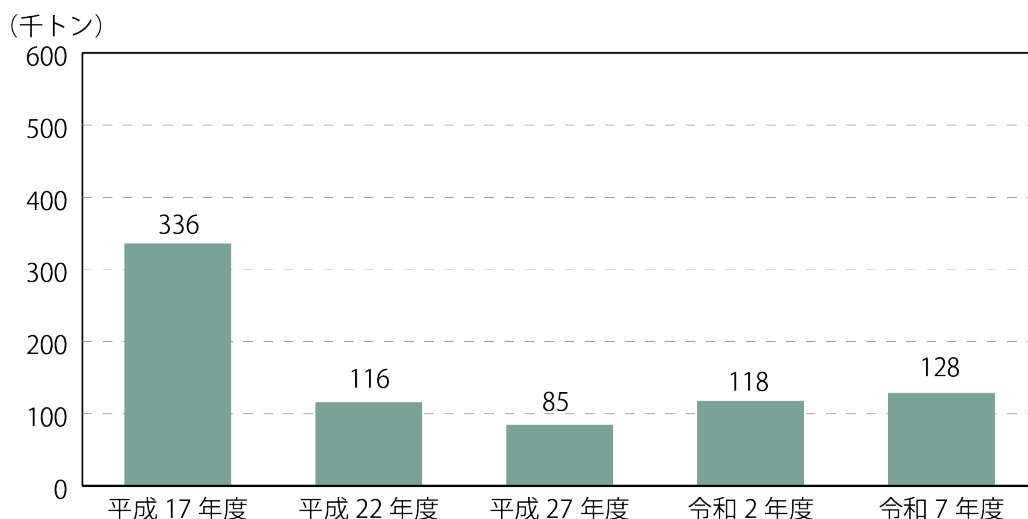


図 30 産業廃棄物の最終処分量の推移

表 28 種類別最終処分量

廃棄物の種類	排出量	最終処分量	最終処分率 (%)
燃え殻	5	2	44.5
汚泥	448	8	1.9
廃油	23	1	3.1
廃酸	249	0	0.1
廃アルカリ	41	0	0.3
廃プラスチック類	90	25	27.4
紙くず	4	0	5.5
木くず	245	9	3.5
繊維くず	2	0	5.6
動植物性残さ	95	2	2.5
ゴムくず	0	0	65.3
金属くず	33	2	7.1
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	287	42	14.6
鋳さい	1	1	100.0
がれき類	1,313	28	2.1
ばいじん	4	3	83.1
動物系固形不要物	21	0	0.7
その他の産業廃棄物	6	1	23.5
特別管理産業廃棄物	27	3	12.1
合計	2,892	128	4.4

(単位：千トン)

3 特別管理産業廃棄物

- 令和7年度の特別管理産業廃棄物の排出量は、27千トンと推計されます。
- 種類別にみると感染性産業廃棄物が21千トンで全体の79.4%を占め、次いで廃油の2千トン（5.9%）、廃酸の1千トン（3.6%）等となっています。
- 特別管理産業廃棄物は、ほとんどが焼却、中和等の中間処理を経て無害化された後、処分されています。

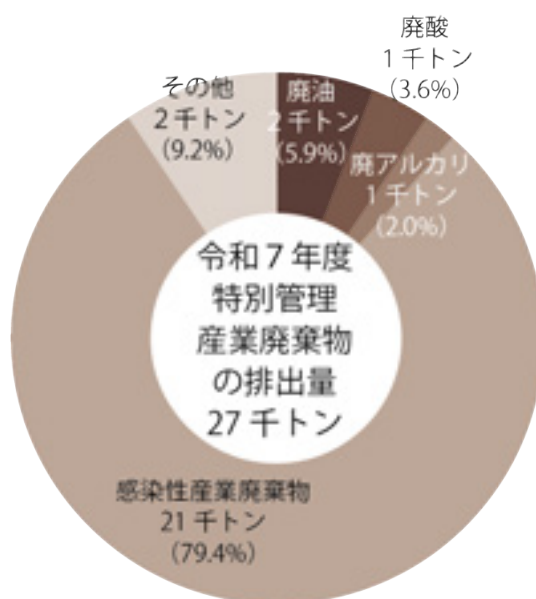


図 31 特別管理産業廃棄物

表 29 特別管理産業廃棄物

廃棄物の種類	排出量	割合 (%)
廃油	2	5.9
廃酸	1	3.6
廃アルカリ	1	2.0
感染性産業廃棄物	21	79.4
その他の特別管理産業廃棄物	2	9.2
合計	27	100.0

(単位：千トン)

4 産業廃棄物の処理体制の整備状況

(1) 産業廃棄物処理業の許可状況

- 産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の許可状況は、許可事業者数に大きな変動はありません。
- 令和6年度末現在の許可状況は、産業廃棄物処理業で県知事の許可が2,817件、鹿児島市長の許可が217件となっています。また、特別管理産業廃棄物処理業では、県知事の許可が279件、鹿児島市長の許可が28件となっています。

表 30 産業廃棄物処理業の許可状況

産業廃棄物処理業の許可状況（鹿児島県知事許可状況）					
区分	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
収集運搬業	2,291	2,384	2,442	2,436	2,529
処分業	267	269	277	291	288
中間処理のみ	250	252	261	275	272
最終処分のみ	7	7	7	7	8
中間処理+最終処分	10	10	9	9	8
合計	2,558	2,653	2,719	2,727	2,817
産業廃棄物処理業の許可状況（鹿児島市長許可状況）					
区分	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
収集運搬業	131	133	135	136	132
処分業	82	83	85	85	85
中間処理のみ	73	74	75	75	75
最終処分のみ	2	2	3	3	3
中間処理+最終処分	7	7	7	7	7
合計	213	216	220	221	217
特別管理産業廃棄物処理業の許可状況（鹿児島県知事許可状況）					
区分	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
収集運搬業	240	240	255	259	275
処分業	4	4	4	4	4
中間処理のみ	4	4	4	4	4
最終処分のみ	0	0	0	0	0
中間処理+最終処分	0	0	0	0	0
合計	244	244	259	263	279
特別管理産業廃棄物処理業の許可状況（鹿児島市長許可状況）					
区分	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
収集運搬業	25	25	26	24	23
処分業	6	6	5	5	5
中間処理のみ	6	6	5	5	5
最終処分のみ	0	0	0	0	0
中間処理+最終処分	0	0	0	0	0
合計	31	31	31	29	28

(単位：件)

(2) 産業廃棄物中間処理施設の整備状況

- 産業廃棄物の中間処理施設は、廃棄物処理法に基づく許可対象施設（許可数）が令和6年度末現在で594件となっており、令和元年度と比較すると増加しています。
- 種類別では、木くず又はがれき類の破碎施設が404件で最も多く、全体の68.0%を占めています。

表 31 産業廃棄物中間処理施設の整備状況

区 分		令和元年度		令和6年度	
		県知事 許可分	鹿児島市長 許可分	県知事 許可分	鹿児島市長 許可分
中間 処 理 施 設	汚泥の脱水施設	66	10	65	11
	汚泥の乾燥施設	3	0	3	0
	汚泥の焼却施設	3	5	2	4
	廃油の油水分離施設	3	1	3	1
	廃油の焼却施設	2	5	1	4
	廃酸・廃アルカリの中和施設	7	1	7	1
	廃プラスチック類の破碎施設	27	12	42	19
	木くず又はがれき類の破碎施設	285	69	323	81
	廃プラスチック類の焼却施設	4	5	1	6
	その他の焼却施設	7	7	6	9
	コンクリートの固型化施設	0	0	0	0
	シアンの分解施設	5	0	5	0
合 計		412	115	458	136

(単位：件)

(3) 産業廃棄物最終処分場の整備状況

- 安定型最終処分場は、令和6年度末現在で30施設、残余容量3,504千立方メートルとなっており、令和元年度と比較して施設数は1箇所増加し、残余容量は、707千立方メートル増加しています。
- 管理型最終処分場は公共関与による管理型最終処分場「エコパークかごしま」と、自社専用施設の2施設が整備されています。

表 32 産業廃棄物最終処分場の整備状況

区 分		令和元年度		令和6年度		残余容量 (千m ³)
		県知事 許可分	鹿児島市長 許可分	県知事 許可分	鹿児島市長 許可分	
安 定 型 最 終 処 分 場	鹿児島地域	3	10	3	12	2,548
	南薩地域	2		2		360
	北薩地域	4		4		94
	始良・伊佐地域	2		1		293
	大隅地域	5		5		22
	熊毛地域	1		1		133
	大島地域	2		2		54
	小 計	19	10	18	12	3,504
管理型最終処分場		2		2		456
合 計		21	10	20	12	3,960

(単位：件)

5 産業廃棄物の広域移動の状況

- 令和5年度における産業廃棄物の種類別移動量は表33に示すとおりです。
- 県内に搬入されるもののほとんどは中間処理目的です。
- また、県外への搬出は、中間処理目的が多くを占めますが、管理型最終処分場で処分される産業廃棄物も搬出されています。

表33 産業廃棄物の広域移動の状況

廃棄物の種類	県外からの搬入		県外への搬出	
	搬入量	割合(%)	搬出量	割合(%)
燃え殻	224	0.4	2,633	2.7
汚泥	1,010	1.7	13,966	14.1
廃油(特管を含む)	1,243	2.1	7,343	7.4
廃酸(特管を含む)	7,425	12.4	6,771	6.9
廃アルカリ(特管を含む)	569	1.0	4,730	4.8
廃プラスチック類	32,170	53.9	8,848	9.0
紙くず	393	0.7	103	0.1
木くず	411	0.7	1,041	1.1
繊維くず	500	0.8	10	0.1未満
動植物性残さ	134	0.2	4,405	4.5
動物系固形不要物	171	0.3	6,452	6.5
ゴムくず	0	0.0	0	0.0
金属くず	367	0.6	1,669	1.7
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	12,532	21.0	5,793	5.9
鋳さい	0	0.0	303	0.3
がれき類	239	0.4	11,335	11.5
動物のふん尿	0	0.0	8,721	8.8
動物の死体	0	0.0	2,388	2.4
ばいじん	0	0.0	698	0.7
処理物	0	0.0	0	0.0
混合廃棄物	1,978	3.3	7,258	7.3
感染性廃棄物	149	0.2	2,312	2.3
その他の特別管理産業廃棄物	187	0.3	1,982	2.0
合計	59,702	100.0	98,761	100.0

(単位：トン/年)

(注) 鹿児島県知事が許可した産業廃棄物処理業者の実績報告に基づいて作成したものであり、排出事業者自らが県外の産業廃棄物処理施設に搬出した量などは含まれていない。

6 不法投棄の状況

- 令和6年度の県内の産業廃棄物不法投棄は、件数15件、投棄量432トンとなっています。
- 県内の産業廃棄物不法投棄は、図32に示すとおり、件数は年度によりばらつきがありますが、令和6年度の投棄量は過去5年では二番目に多くなりました。
- 令和6年度の産業廃棄物不法投棄者15件の内訳は表34に示すとおり、排出事業者が8件、許可業者が1件、その他が1件、投棄者不明が5件となっています。
- 令和6年度に投棄された産業廃棄物の種類は表35に示すとおり、がれき類、木くず等を含めた建設系廃棄物がほとんどを占めています。

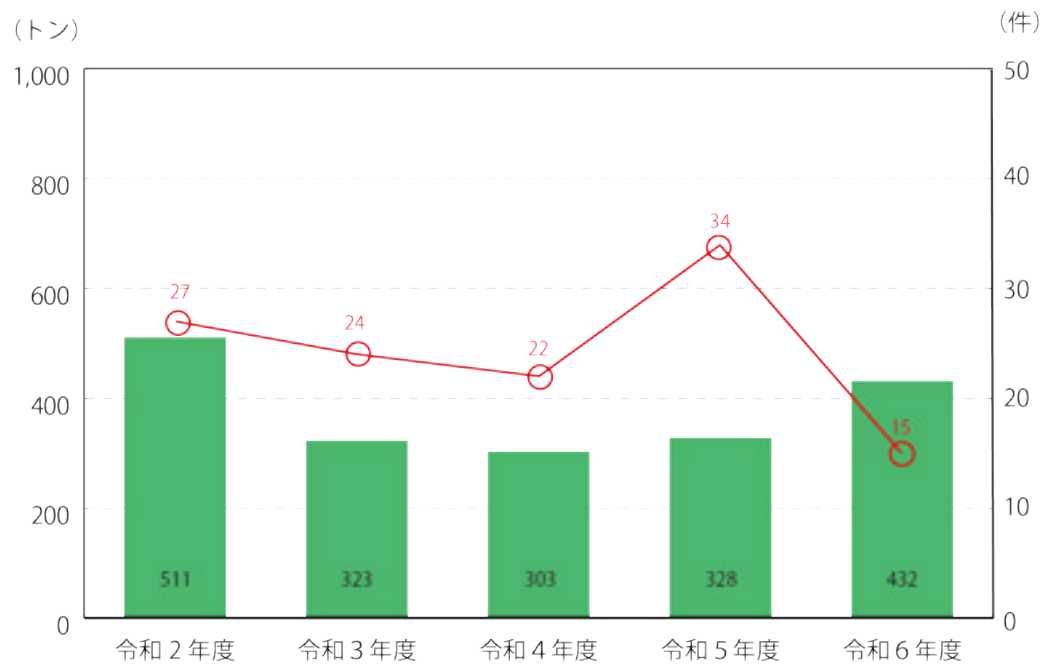


図32 産業廃棄物不法投棄件数・投棄量

表34 不法投棄者別の件数・量（令和6年度）

区分	件数	投棄量 (トン)	割合 (%)
排出事業者	8	198	45.8
許可業者	1	100	23.1
無許可処分業	0	0	0.0
その他	1	1	0.2
投棄者不明	5	133	30.8
合計	15	432	100.0

表 35 不法投棄廃棄物の件数・量（令和6年度）

廃棄物の種類	件数	投棄量 (トン)	割合 (%)	備考
廃プラスチック類（建設系）	2	4	0.9	建設系 93%
建設系混合廃棄物	1	22	5.1	
がれき類	8	234.7	54.3	
木くず（建設系）	6	141	32.6	
廃プラスチック類（農業系）	1	1.5	0.3	建設系 以外 7%
廃プラスチック類（廃タイヤ）	1	0.5	0.1	
金属くず	3	6	1.4	
その他	5	22.5	5.2	
合 計	27	432	100.0	

7 前計画の目標値との比較

(1) 総排出量

- 令和7年度における産業廃棄物の総排出量は8,951千トンと推計されます。
- 前計画における令和7年度目標値と比較すると、目標値を356千トン上回り、目標達成は困難な見込みです。

(2) リサイクル率

- 令和7年度における農業を除く産業廃棄物のリサイクル率は72.8%と推計されます。
- 前計画における令和7年度目標値と比較すると、目標値を4.9ポイント上回り、目標を達成できる見込みです。

(3) 最終処分量

- 令和7年度における産業廃棄物の農業を除く最終処分量は128千トンと推計されます。
- 前計画における令和7年度目標値と比較すると、目標値を10千トン上回り、目標達成は困難な見込みです。

表 36 前計画の目標値との比較

目標値の種類	前計画における 令和2年度 推計値	前計画における 令和7年度 目標値	令和7年度 推計値
総排出量（千トン）	8,595	8,595	8,951
リサイクル率（%） （農業を除く）	67.9	67.9	72.8
最終処分量（千トン） ^(注) （農業を除く）	118	118	128

(注) 鉱山保安法による処分は含まない。

第2節 廃棄物の将来予測

第1項 一般廃棄物

廃棄物の処理に係る技術革新及び法律上の一般廃棄物の分類に変更がないことを前提に、人口の減少や、行動様式の変容に伴うプラスチックや食品残さの削減などを考慮して将来の排出量を予測しました。

1 ごみの排出量の将来予測

(1) 総排出量

- 令和12年度における県内のごみの総排出量は468千トンと予測されます。
- 令和7年度の495千トンと比較して5.5%程度減少する見込みです。

(2) 収集形態別排出量

- 令和12年度の収集形態別排出量は、計画収集が402千トンで全体の85.9%を占めており、次いで直接搬入が66千トンで14.1%、集団回収および自家処理が0.1千トン未満と予測されます。

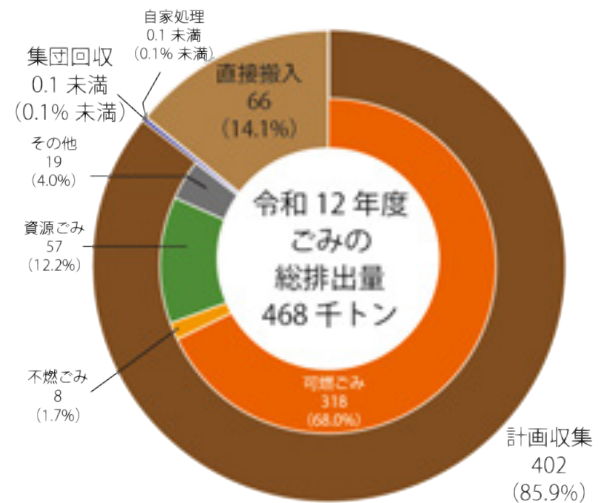


図33 収集形態別排出量の将来予測

- 計画収集の内訳は可燃ごみが318千トンで全体の68.0%を占めており、次いで資源ごみが57千トンで12.2%、不燃ごみが8千トンで1.7%と予測されます。

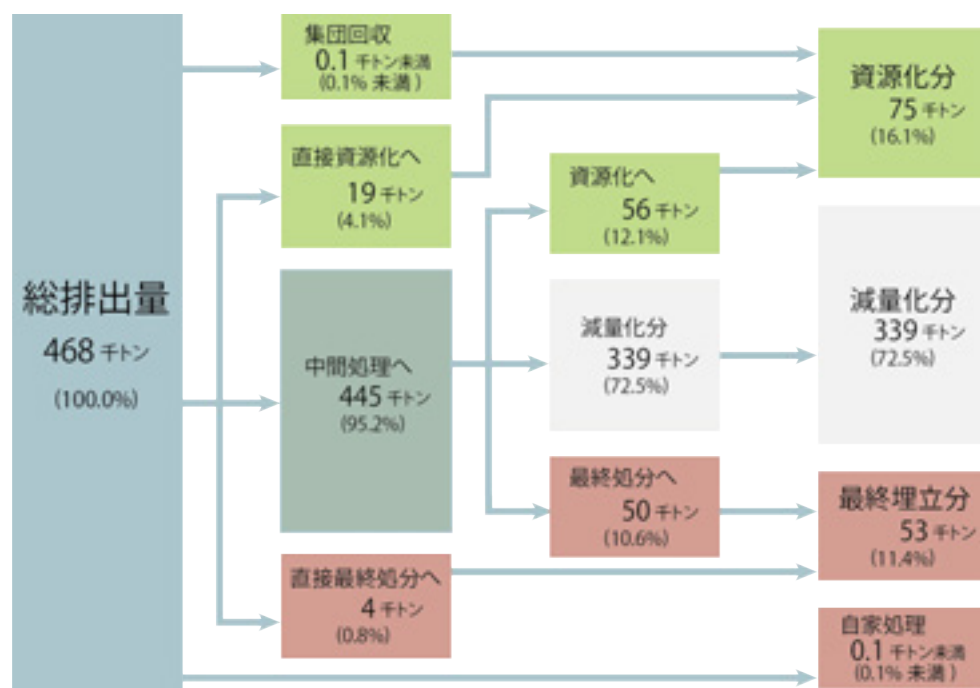
表37 ごみの収集形態別排出量の将来予測

種類	処理年度		
	令和7年度	令和12年度	割合 (%)
計画収集	429	402	85.9
可燃ごみ	343	318	68.0
不燃ごみ	11	8	1.7
資源ごみ	59	57	12.2
その他	16	19	4.0
集団回収	1	0.1 未満	0.1 未満
直接搬入	66	66	14.1
自家処理	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
合計	495	468	100.0

(単位：千トン)

(3) 処理の状況

- 令和12年度の本県のごみの処理内訳は、以下のフロー図のとおりであると予測されます。



廃棄物の現状、
将来予測及び課題

図 34 ごみの処理状況の将来予測

(4) リサイクルの状況

- 令和12年度のごみの資源化量は、75千トンであり、リサイクル率は16.1%であると予測されます。
- 資源化量の内訳は、直接資源化量19千トン、中間処理後資源化量56千トン、集団回収0.1千トン未満となっています。

(5) 一般廃棄物の最終処分量の将来予測

- 令和12年度の一般廃棄物の最終処分量は53千トンであり、中間処理を経た最終処分が50千トン、直接最終処分が4千トンと予測されます。

表 38 最終処分量の将来予測

項目	処理年度	
	令和7年度	令和12年度
中間処理を経た最終処分		
焼却残さ	39	38
処理残さ	11	12
直接最終処分	7	4
合計	57	53

(単位：千トン)

2 し尿の排出量等の将来予測

(1) 総排出量

- 令和12年度のし尿の総排出量は、693千キロリットルと予測されます。
- 種類別にみると、浄化槽汚泥が620千キロリットルで全体の89.5%を占め、汲み取りし尿（収集）が73千キロリットルで10.5%を占めています。
- 令和12年度の本県の水洗化人口は1,411千人であり、水洗化率は97.5%と予測されます。

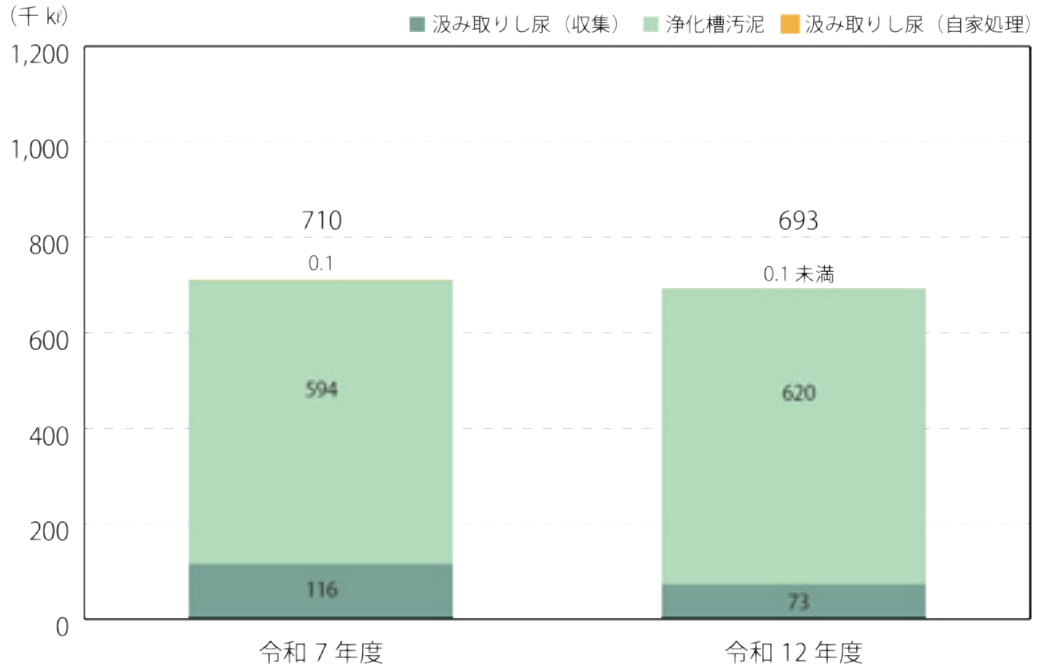


図35 し尿の総排出量の将来予測

表39 し尿処理の将来予測

項目	処理年度		割合 (%)
	令和7年度	令和12年度	
総人口	1,518	1,448	100.0
水洗化人口	1,430	1,411	97.5
うち公共下水道	643	638	44.1
うち浄化槽人口	780	767	53.0
うちコミュニティ・プラント人口	7	6	0.4
非水洗化人口	88	37	2.5
うち収集人口	88	37	2.5
うち自家処理人口	0	0	0.1未満
し尿の総排出量 (千キロリットル/年)	710	693	-

(単位：千人)

(注) 浄化槽人口には農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設の人口を含む。
 [し尿の総排出量] = [汲み取りし尿] + [浄化槽汚泥] (※公共下水道は含まず。)

(2) 処理別排出量

- 処理別の排出量は、し尿処理施設での処理が676千キロリットルと最も多く全体の97.5%を占めており、次いで農地還元の6千キロリットル(0.9%)と予測されます。

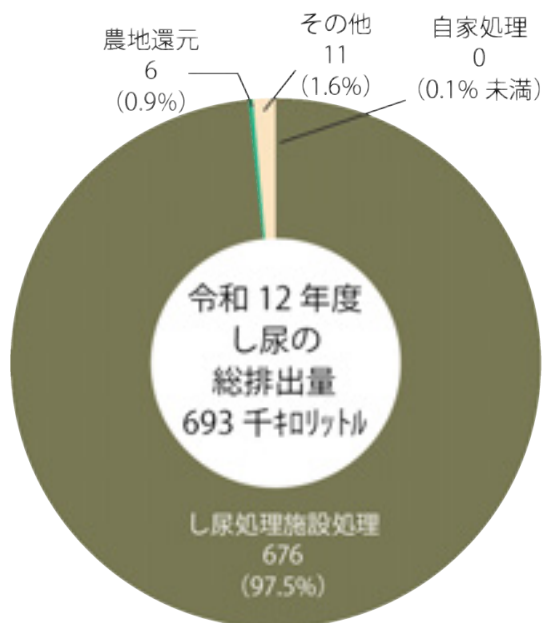


図 36 し尿の処理別排出量の将来予測

表 40 し尿の処理別排出量の将来予測

種 類	処理年度		割合 (%)
	令和7年度	令和12年度	
し尿処理施設処理	692	676	97.5
農地還元	6	6	0.9
自家処理	0	0	0.1未満
その他	12	11	1.6
合 計	710	693	100.0

(単位：千キロリットル)

第2項 産業廃棄物

1 産業廃棄物の排出量の将来予測

大きな技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がないことを前提に、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの傾向が現状のまま推移すると仮定し、業種ごとの動向等を考慮して将来の排出量を予測しました。

(1) 総排出量

- 令和12年度の県内の産業廃棄物の総排出量は、9,021千トンと予測されます。
- 令和7年度に比べ0.8%程度増加すると予測されます。

(2) 業種別排出量

- 令和12年度の業種別排出量は、農業が5,891千トンで全体の65.3%を占めており、次いで建設業が1,980千トンで21.9%、製造業が987千トンで10.9%等と予測されます。

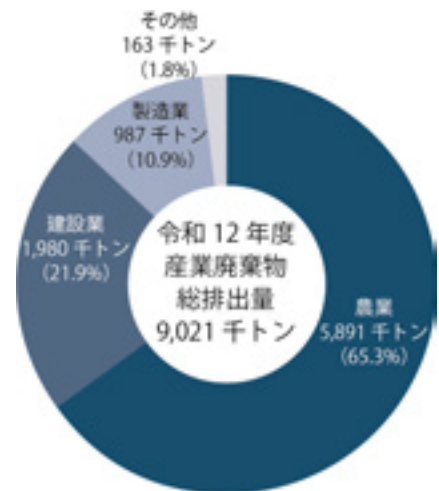


図37 業種別排出量の将来予測

表41 産業廃棄物の業種別排出量の将来予測

業種	排出量		割合 (%)
	令和7年度	令和12年度	
農業	6,059	5,891	65.3
林業	2	2	0.1 未満
漁業	0.5	0.5	0.1 未満
鉱業	0.4	0.4	0.1 未満
建設業	1,804	1,980	21.9
製造業	926	987	10.9
卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業	36	33	0.4
運輸・情報通信業	4	4	0.1 未満
電気・ガス・熱供給・水道業	8	10	0.1
その他サービス業	30	33	0.4
医療業	21	20	0.2
水道業 (市町村機関)	61	60	0.7
合計	8,951	9,021	100.0
(農業を除くもの)	2,892	3,130	-
(建設業を除くもの)	7,147	7,041	-
(農業・建設業を除くもの)	1,088	1,150	-

(単位: 千トン)

(3) 種類別排出量

- 令和12年度の種類別排出量は、動物のふん尿が5,881千トンで65.2%と最も多く、次いでがれき類が1,441千トンで16.0%、汚泥が487千トンで5.4%、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずが323千トンで3.6%と予測されます。

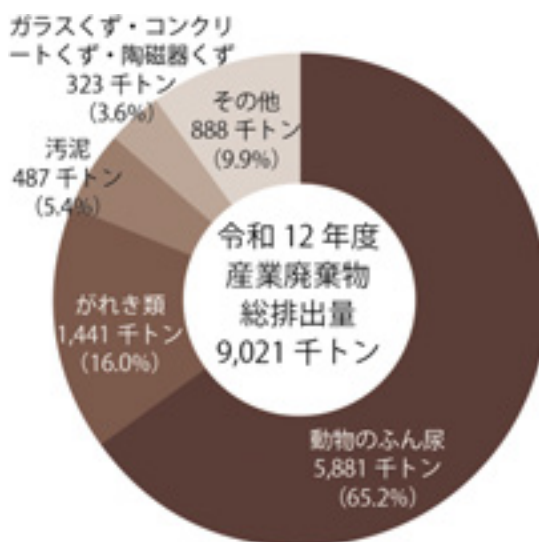


図 38 令和12年度産業廃棄物種類別排出量の予測

表 42 産業廃棄物の種類別排出量予測

廃棄物の種類	排出量		割合 (%)
	令和7年度	令和12年度	
燃え殻	5	6	0.1 未満
汚泥	448	487	5.4
廃油	23	24	0.3
廃酸	249	238	2.6
廃アルカリ	41	41	0.5
廃プラスチック類	95	98	1.1
紙くず	4	4	0.1 未満
木くず	245	270	3.0
繊維くず	2	2	0.1 未満
動植物性残さ	95	102	1.1
ゴムくず	0	0	0.1 未満
金属くず	33	37	0.4
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	287	323	3.6
鉱さい	1	1	0.1 未満
がれき類	1,313	1,441	16.0
動物のふん尿	6,048	5,881	65.2
動物の死体	6	6	0.1 未満
ばいじん	4	4	0.1 未満
動物系固形不要物	21	23	0.3
その他の産業廃棄物	6	6	0.1 未満
特別管理産業廃棄物	27	28	0.3
合計	8,951	9,021	100.0

(単位：千トン)

(4) 地域別排出量

① 地域別排出量 その1 (全体)

- 地域別排出量は、大隅地域が3,376千トンで37.4%と最も多く、鹿児島地域が1,404千トンで15.6%、北薩地域が1,390千トンで15.4%、始良・伊佐地域が1,142千トンで12.7%、南薩地域が1,082千トンで12.0%、大島地域が439千トンで4.9%、熊毛地域が189千トンで2.1%と予測されます。

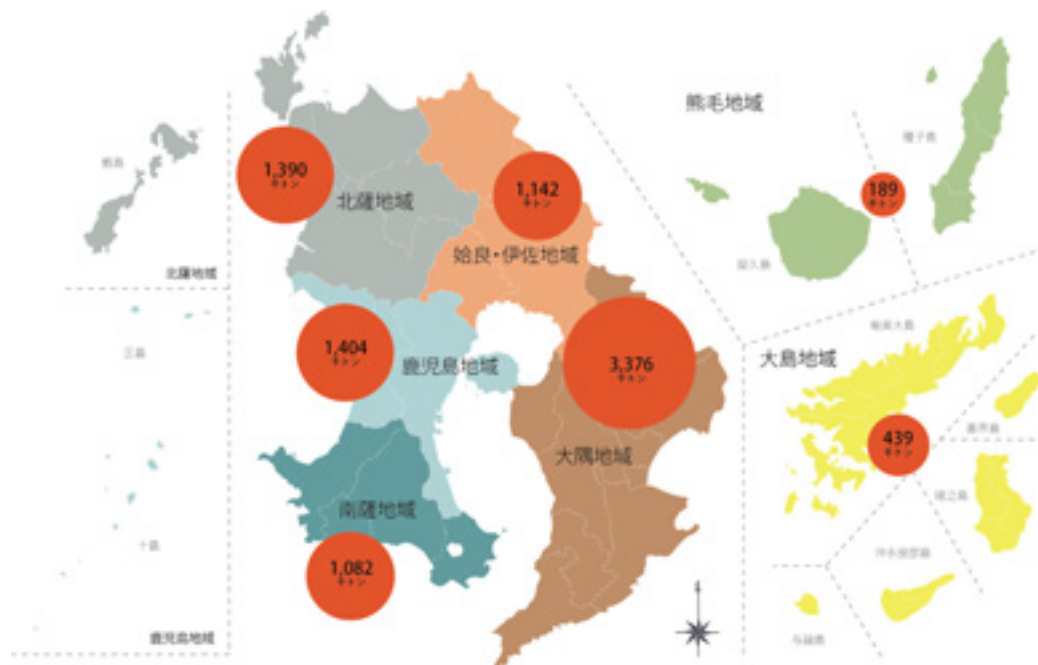


図 39 産業廃棄物の地域別排出量 (全体)

表 43 産業廃棄物の地域別排出量 (全体)

地域名	排出量	割合 (%)
鹿児島地域	1,404	15.6
南薩地域	1,082	12.0
北薩地域	1,390	15.4
始良・伊佐地域	1,142	12.7
大隅地域	3,376	37.4
熊毛地域	189	2.1
大島地域	439	4.9
合計	9,021	100.0

(単位：千トン)

② 地域別排出量 その2 (農業を除くもの)

- 農業を除く地域別排出量は、鹿児島地域が1,216千トンで38.8%と最も多く、北薩地域が569千トンで18.2%，大隅地域が489千トンで15.6%，始良・伊佐地域が399千トンで12.7%，南薩地域が208千トンで6.6%，大島地域が186千トンで5.9%，熊毛地域が63千トンで2.0%と予測されます。

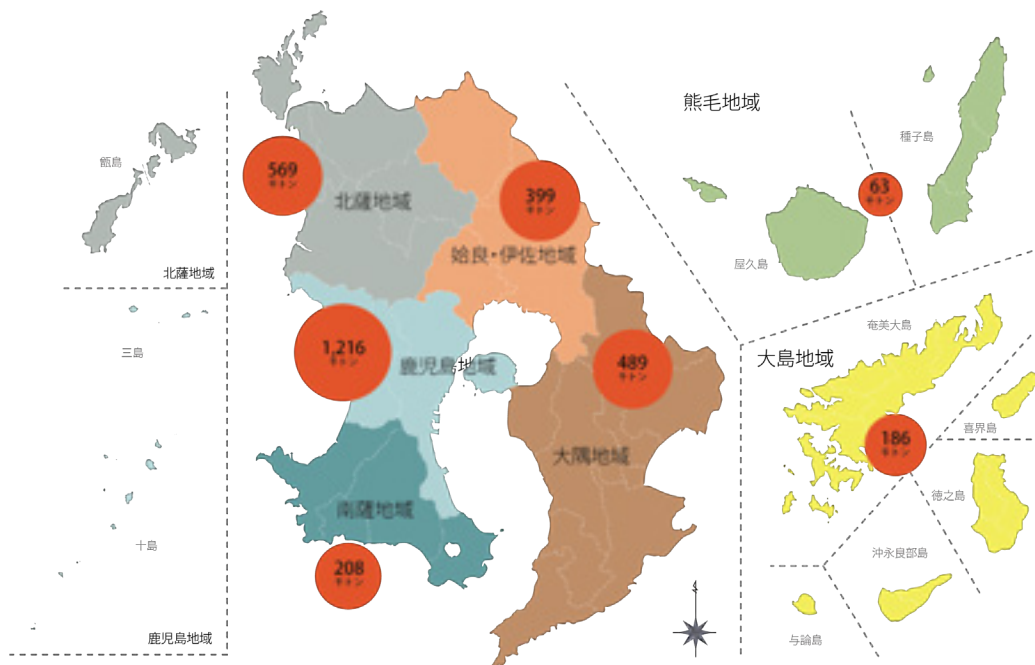


図 40 産業廃棄物の地域別排出量 (農業を除くもの)

表 44 産業廃棄物の地域別排出量 (農業を除くもの)

地域名	排出量	割合 (%)
鹿児島地域	1,216	38.8
南薩地域	208	6.6
北薩地域	569	18.2
始良・伊佐地域	399	12.7
大隅地域	489	15.6
熊毛地域	63	2.0
大島地域	186	5.9
合計	3,130	100.0

(単位：千トン)

③ 地域別排出量 その3（農業・建設業を除くもの）

- 農業・建設業を除く地域別排出量は、北薩地域が338千トンで29.4%と最も多く、鹿児島地域が337千トンで29.3%，大隅地域が233千トンで20.3%，始良・伊佐地域が148千トンで12.9%，南薩地域が58千トンで5.0%，大島地域が20千トンで1.7%，熊毛地域が16千トンで1.4%と予測されます。

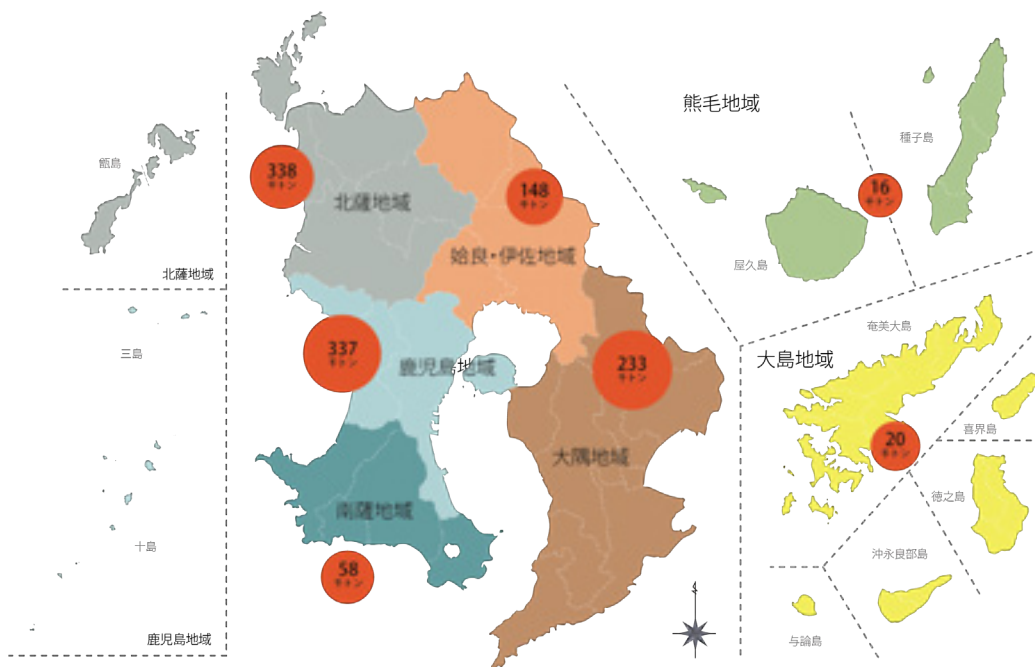


図 41 産業廃棄物の地域別排出量（農業・建設業を除くもの）

表 45 産業廃棄物の地域別排出量（農業・建設業を除くもの）

地域名	排出量	割合 (%)
鹿児島地域	337	29.3
南薩地域	58	5.0
北薩地域	338	29.4
始良・伊佐地域	148	12.9
大隅地域	233	20.3
熊毛地域	16	1.4
大島地域	20	1.7
合計	1,150	100.0

(単位：千トン)

2 産業廃棄物の処理状況の将来予測

(1) 全体

- 令和12年度の本県の産業廃棄物の処理状況は、総排出量9,021千トンのうち、中間処理によって2,489千トン（27.6%）が減量化され、直接又は中間処理後、有効利用される量が6,391千トン（70.8%）、最終処分される量が142千トン（1.6%）と予測されます。

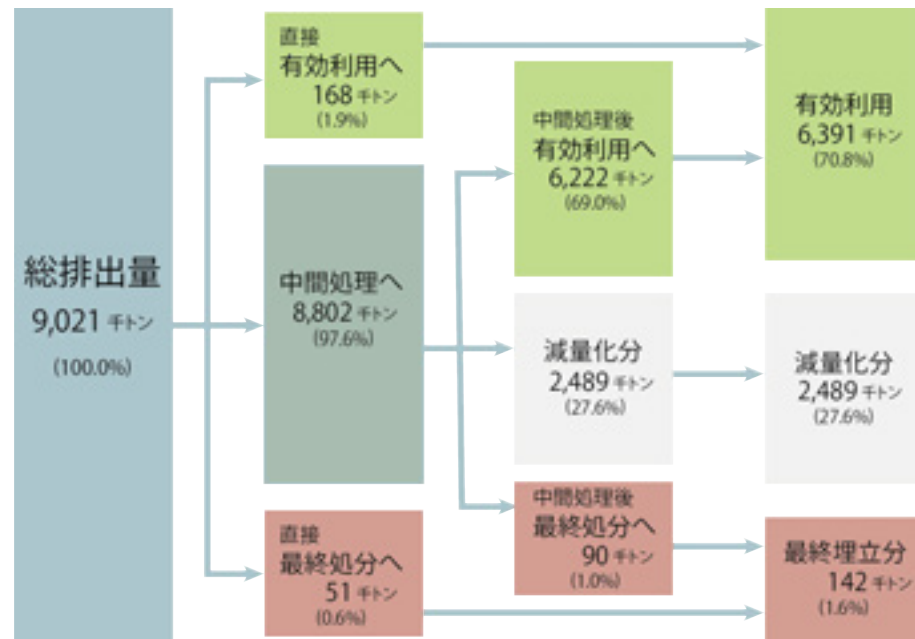


図 42 産業廃棄物の処理状況の将来予測（全体）

表 46 産業廃棄物の種類別処理の内訳（全体）

廃棄物の種類	排出量	処理の内訳		
		減量化分	有効利用量	最終処分
燃え殻	6	0	3	3
汚泥	487	361	117	9
廃油	24	12	11	1
廃酸	238	92	146	0
廃アルカリ	41	32	9	0
廃プラスチック類	98	19	52	26
紙くず	4	1	3	0
木くず	270	74	186	9
繊維くず	2	1	0	0
動植物性残さ	102	16	83	3
ゴムくず	0	0	0	0
金属くず	37	0	34	3
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	323	15	261	47
鋳さい	1	0	0	1
がれき類	1,441	54	1,357	31
動物のふん尿	5,881	1,788	4,093	0
動物の死体	6	0	5	0
ばいじん	4	0	1	3
動物系固形不要物	23	1	22	0
その他の産業廃棄物	6	0	4	1
特別管理産業廃棄物	28	23	2	3
合計	9,021	2,489	6,391	142

（単位：千トン）

(2) 農業を除くもの

- 令和12年度の本県の農業を除く産業廃棄物の処理状況は、総排出量3,130千トンのうち、中間処理によって701千トン(22.4%)が減量化され、直接又は中間処理後、有効利用される量が2,289千トン(73.1%)、最終処分される量が141千トン(4.5%)と予測されます。

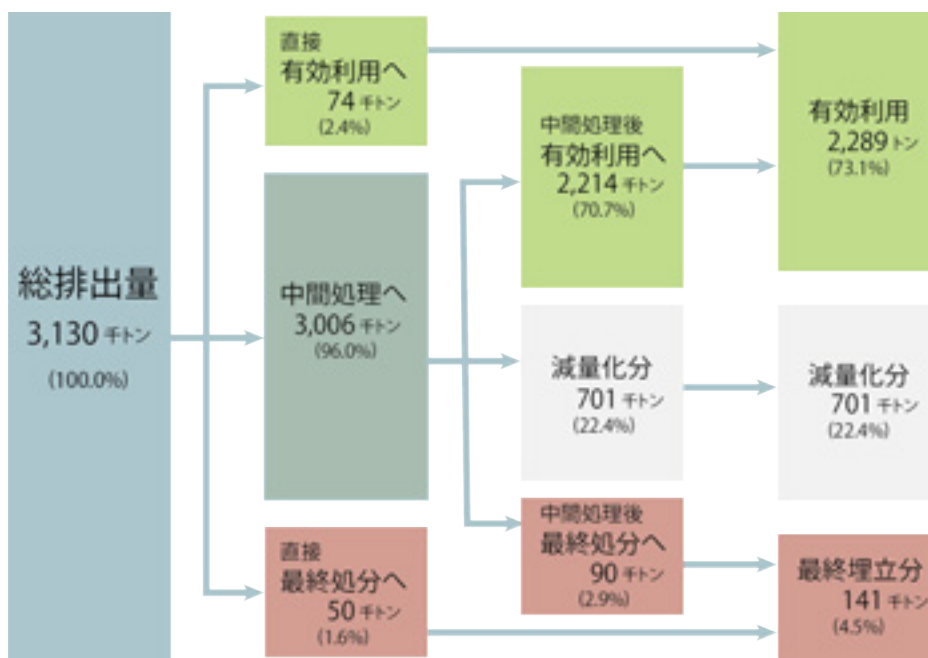


図 43 産業廃棄物の処理状況の将来予測（農業を除くもの）

表 47 産業廃棄物の種類別処理の内訳（農業を除くもの）

廃棄物の種類	排出量	処理の内訳		
		減量化分	有効利用量	最終処分
燃え殻	6	0	3	3
汚泥	487	361	117	9
廃油	24	12	11	1
廃酸	238	92	146	0
廃アルカリ	41	32	9	0
廃プラスチック類	94	19	49	26
紙くず	4	1	3	0
木くず	270	74	186	9
繊維くず	2	1	0	0
動植物性残さ	102	16	83	3
ゴムくず	0	0	0	0
金属くず	37	0	34	3
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	323	15	261	47
鉱さい	1	0	0	1
がれき類	1,441	54	1,357	31
ばいじん	4	0	1	3
動物系固形不要物	23	1	22	0
その他の産業廃棄物	6	0	4	1
特別管理産業廃棄物	28	23	2	3
合計	3,130	701	2,289	141

(単位：千トン)

3 産業廃棄物の有効利用の将来予測

- 令和12年度の産業廃棄物の有効利用量は6,391千トンであり、リサイクル率は70.8%と予測されます。
- 農業を除く産業廃棄物の有効利用量は2,289千トンであり、リサイクル率は73.1%と予測されます。

4 産業廃棄物の最終処分量の将来予測

- 令和12年度の産業廃棄物の最終処分量は142千トンであり、安定型最終処分場に処分される廃棄物が95千トン、管理型最終処分場に処分される廃棄物が47千トンと予測されます。

表 48 最終処分量の将来予測

廃棄物の種類	令和7年度	令和12年度
安定型最終処分場に処分される廃棄物		
廃プラスチック類	24	25
ゴムくず	0	0
金属くず	2	3
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	37	43
鉱さい	1	1
がれき類	21	24
合 計	86	95
管理型最終処分場に処分される廃棄物		
燃え殻	2	3
汚泥	8	9
廃油	1	1
廃酸	0	0
廃アルカリ	0	0
廃プラスチック類	1	1
紙くず	0	0
木くず	9	9
繊維くず	0	0
動植物性残さ	2	3
ゴムくず	0	0
金属くず	0	0
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	5	5
鉱さい	0	0
がれき類	7	7
ばいじん	3	3
その他の産業廃棄物	1	1
特別管理産業廃棄物	3	4
合 計	43	47
総 計	129	142

(単位：千トン)

(注1) 産業廃棄物の種類は、排出された段階の名称であり、中間処理（焼却など）を経て埋立処分されるものを含む。

(注2) 「安定型最終処分場に処分される産業廃棄物」における「鉱さい」は、環境大臣が指定する安定型産業廃棄物であるものに限る。

(注3) 「管理型最終処分場に処分される産業廃棄物」における「廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類」は、安定型産業廃棄物から除かれる自動車等破砕物など。

(注4) 小数点以下を含むため合計が合わないことがある。

第3節 課題

第1項 一般廃棄物

1 ごみの排出抑制、減量化、リサイクルの促進

- 令和7年度における県内のごみの総排出量、一人一日当たりの排出量、リサイクル率について、いずれも前計画における目標の達成が困難であることから、引き続き、食品ロスの削減やプラスチックの使用削減を推進するなど、より一層の排出抑制や製品の再利用、リサイクルを促進する必要があります。
- 家庭から排出されるプラスチックごみについては、資源として分別回収・再商品化することが求められていることから、市町村は、住民にわかりやすい分別ルールの提示や分別収集体制を確立する必要があります。
- 衣類等の繊維製品については、「大量生産・大量消費・大量廃棄」によってライフサイクルが短く環境負荷が大きいことから、適正なリユース・リサイクルのための回収、分別が求められます。

2 ごみの適正処理の促進

- 不法投棄された粗大ごみや、空き缶等の散乱ごみの回収と処理は、市町村の大きな負担となっていることから、今後とも県民の意識啓発に努める必要があります。
- 高齢化の一層の進展や外国人人口の増加等により、ごみ出しが困難となる世帯が増加することが見込まれることから、高齢者のごみ出し支援の検討や多言語に対応した分別パンフレットの作成など、適切なごみ処理体制の確保に努める必要があります。
- 廃棄物となったりチウムイオン蓄電池等について、未分別等の理由により廃棄物処理工程に意図せず混入し、一般廃棄物処理施設などで火災を引き起こす原因となっていることから、分別回収の徹底が求められます。

3 ごみ処理施設の広域的整備

- ごみの適正処理による環境負荷の低減や人口減少等の社会情勢の変化に対応した、持続可能なごみ処理体制を確保していくことを目的として令和4年12月に策定した「鹿児島県ごみ処理広域化・集約化計画」に基づき、将来にわたり持続可能な適正処理が確保されるよう、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を進める必要があります。
- コスト削減を図りながら、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を促進する必要があります。
- 地球温暖化防止の観点等から、エネルギーの有効活用を図るための余熱利用や高効率なごみ発電施設等の整備についても促進する必要があります。

4 災害廃棄物等の適正処理

- 南海トラフ巨大地震など大規模災害の備えとして、平時から最新の知見等に基づき市町村災害廃棄物処理計画を随時見直し、訓練を実施するなど、実効性のある処理体制を確立する必要があります。

5 し尿の適正処理

- 公共用水域の水質保全を図るため、市町村において公共下水道や合併処理浄化槽等の整備が進められていますが、これらの施設の普及率は全国平均と比較してまだ低いことから、今後とも、整備を一層促進するとともに、し尿・生ごみの有機性廃棄物を資源化するための汚泥再生処理センターや有機性廃棄物リサイクル推進施設などの資源化施設を導入するなど、資源の有効活用を促進する必要があります。

第2項 産業廃棄物

1 産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルの推進

- 産業廃棄物は、発生形態が複雑で、種類も多種多様であり、排出の抑制や減量化、リサイクルが十分に進んでいないものもあります。
- 生活環境の保全を図り、地球環境への負荷を低減させるためには、さらに産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルを推進する必要があります。
- 事業所から排出されるプラスチックごみについては、更なる資源化のための分別回収・リサイクルに貢献することが求められていることから、事業者に対し積極的な情報発信が必要です。
- 太陽光発電設備については、2030年代後半から迎えるとされる排出のピークに備え、適正なリユース・リサイクル・処分が確実に行われることが必要になります。

2 産業廃棄物処理施設の整備

- 県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的な考え方のもとに、無害化、減量化及びリサイクル等に資する産業廃棄物処理施設の安定的・計画的な整備が必要です。

3 産業廃棄物の適正処理の推進

- 産業廃棄物は、「排出事業者処理責任の原則」により、排出事業者が自ら又は処理業者に委託して、廃棄物処理法に定める産業廃棄物保管基準、産業廃棄物処理基準に従って適正に処理することとされています。また、現状では、一部の排出事業者、処理業者による不法投棄等の不適正処理がみられることから、排出事業者及び処理業者に対する監視指導の強化、優良な処理業者の育成、処理技術の向上や適正処理についての意識の啓発など産業廃棄物の適正処理の推進を図る必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方及び具体的目標

第1節 基本的な考え方

循環型社会の形成を図るため、次の考えに基づき、実効ある廃棄物・リサイクル対策を計画的に推進します。

- ① できる限り廃棄物の発生を抑制する。
- ② 廃棄物となったものについては、環境への負荷の低減に配慮しつつ再使用、再生利用、熱回収²するなど循環的利用を行う。
- ③ これらが行われないものについては、適正な処分を行う。

また、非常災害時には、大量の災害廃棄物が発生する状況があることから、これらの廃棄物についても、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、選別、再生利用等による減量化を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保します。

さらに、廃棄物処理は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務であり、今後生じうるあらゆる感染症拡大時においても適切な事業継続が確保される必要があります。

このため、以下に掲げる方針に基づき、県民、排出事業者、処理業者、市町村³間の協力のもと、施策を展開します。

1 3R + Renewable⁴の推進

- 大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方やライフスタイルを見直し、環境に対する負荷の低減が図られる循環型社会への転換について、関係者と連携を図り啓発活動に取り組みます。
- 排出事業者は、拡大生産者責任等を前提に、製造工程等の見直しにより産業廃棄物の排出を抑制し、適正な中間処理による減量化を図り、可能な限りリサイクルを推進します。
- 一般廃棄物について、市町村は、その区域内において、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの推進、特に、廃棄物の発生抑制を図る観点から2R（リデュース、リユース）を推進します。
- 産業廃棄物について、廃棄物処理業者は、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」等に基づき、循環資源の積極的な回収や再生、再資源化技術の向上、再資源化の実施状況の開示など、資源循環の取組を推進します。

2 熱回収：廃棄物を単に焼却処理せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収し、発電や熱供給に利用すること。

3 市町村：この計画においては市町村、一部事務組合及び広域連合を指します。

4 3R + Renewable：「Renewable」とは再生可能な資源に変えるという意味で、例えばプラスチック製品を繰り返し栽培できる植物から作られるバイオマスプラスチック製に替えたり、使用するエネルギーを化石燃料から太陽光発電に置き換えるなどが挙げられます。3Rとともに取組を進める必要があります。

2 適正処理の推進

- 一般廃棄物について、市町村は、適正処理が円滑に行われるよう、廃棄物処理施設の広域的な整備を推進するとともに、公共下水道や汚泥再生処理センターの整備によりし尿の適切な処理を推進します。
- 産業廃棄物については、「排出事業者責任」に基づき、排出事業者が、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を適正に処理します。
- 県内で排出される産業廃棄物は県内で処理するという基本的な考え方のもとに、産業廃棄物処理施設の設置を進めるとともに、優良な産業廃棄物処理事業者を育成します。
- 産業廃棄物の処理施設の設置には、住民の理解と協力が必要不可欠であることから、産業廃棄物の適正な処理のため県民に対する普及啓発、情報公開を積極的に推進します。

3 非常災害時等における処理体制の整備

- 能登半島地震などの大規模災害や、令和7年8月の大雨など県内での災害の発生等を踏まえ、市町村災害廃棄物処理計画の実行性を高める取組を促進します。
- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うため、平時からの備えとして、人材育成を目的とした災害廃棄物の研修や訓練等の実施や関係者間の密接な連携体制の整備を推進します。
- さらに、廃棄物処理は、県民生活を維持し、経済を支える必要不可欠な社会インフラであることから、新型インフルエンザ等の感染症拡大下においても、業務を継続することが求められるため、廃棄物処理業の継続的な処理体制の整備を推進します。

第2節 計画の具体的目標

第1項 一般廃棄物

1 ごみの排出量についての目標

排出抑制を行うことにより、令和12年度（2030年度）の総排出量を457千トンとし、計画期間において7.7%削減します。

（県民一人一日当たりの排出量については3.2%削減。）

2 ごみのリサイクルについての目標

リサイクルを推進することにより、リサイクル率を令和12年度（2030年度）において22.1%にします。

3 ごみの最終処分量についての目標

排出抑制、減量化、リサイクルを推進することにより、令和12年度（2030年度）の最終処分量を50千トンとし、計画期間において12.3%削減します。

表 49 一般廃棄物についての目標値

目標値の種類	令和7年度 (2025年度) 推計値	令和12年度 (2030年度) 予測値	令和12年度 (2030年度) 目標値	備考
排出量（千トン）	495	468	457	7.7%削減
一人一日当たり排出量（g）	894	885	865	3.2%削減
リサイクル率（%）	15.9	16.1	22.1	6.2ポイント増加
最終処分量（千トン）	57	53	50	12.3%削減

表 50 （参考）一般廃棄物についての国の目標値

目標値の種類	令和12年度 (2030年度) 目標値
排出量	令和4年度に対し、約9%削減
一人一日当たりの 家庭系ごみ排出量	約478g/人/日
出口側の循環利用率	約26%
最終処分量	令和4年度に対し、約5%削減

（出典）廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施設の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（環境省、令和7年2月）

第2項 産業廃棄物

1 産業廃棄物の排出量についての目標

令和12年度(2030年度)の総排出量を8,758千トンとし、計画期間において2.2%削減します。

2 産業廃棄物のリサイクルについての目標

リサイクルを推進することにより、農業を除くリサイクル率を令和12年度(2030年度)において73.1%とします。

3 産業廃棄物の最終処分量についての目標

排出抑制、減量化、リサイクルを推進することにより、農業を除く産業廃棄物の令和12年度(2030年度)の最終処分量を136千トンとし、計画期間において増加を6.3%に抑制します。

計画の基本的な考え方
及び具体的目標

表 51 産業廃棄物についての目標値

目標値の種類	令和7年度 (2025年度) 推計値	令和12年度 (2030年度) 予測値	令和12年度 (2030年度) 目標値	備考
総排出量(千トン)	8,951	9,021	8,758	2.2%削減
リサイクル率(%) (農業を除く)	72.8	73.1	73.1	0.3ポイント増加
最終処分量(千トン) (農業を除く)	128	141	136	6.3%増加

表 52 (参考) 産業廃棄物についての国の目標値

目標値の種類	令和12年度 (2030年度) 目標値
排出量	令和4年度に対し、増加を約1%に抑制
出口側の循環利用率	約37% ^(注)
最終処分量	令和4年度に対し、約10%削減 ^(注)

(出典) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施設の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
(環境省、令和7年2月)

(注) 国の目標値は、農業を含む値である。

第4章 施策の展開

第1節 施策の展開

県は、この計画の着実な推進を図るため、必要な各種施策を展開していきます。

なお、施策の展開に当たっては、離島が多いという本県の地理的特性に配慮するとともに、産業廃棄物については、他県と比較すると、農業や建設業の占める割合が大きいという本県の産業構造の特性などにも配慮することとします。

第1項 一般廃棄物

1 排出抑制、減量化、リサイクルの促進

(1) 排出抑制の促進

① 関係機関と連携したごみ排出抑制等の普及啓発

鹿児島県ごみ減量化・リサイクル推進協議会や地球環境を守るかごしま県民運動推進会議等と連携しながら、ごみの排出抑制が促進されるよう、食品ロスの削減やプラスチックごみの削減などの普及啓発に努めます。

② プラスチックごみの削減

県民、事業者、行政が一体となって、マイバッグ（買物袋）を活用し、レジ袋の削減等に取り組む「鹿児島県マイバッグキャンペーン」などを通じて、プラスチックごみの削減を推進するとともに、広く県民の意識啓発を図ります。

(2) 食品ロスの削減

- 食品ロスの削減に当たっては、食品の生産から消費等の各段階において、県民、事業者、行政がそれぞれの立場において主体的に取り組み、社会全体として対応していく必要があります。このため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」を踏まえるとともに、令和7年度策定の「鹿児島県食品ロス削減推進計画」との調和を図りながら、食品ロスの削減に向けて、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着に取り組みます。

① 消費者の食品ロス削減に対する取組の推進

消費者に対し、宴会シーズンや季節商品の予約時期など消費の機会を捉え、30・10運動⁵などの情報発信や食品ロス削減のために暮らしの中で意識して実践出来る内容の普及啓発、食育・環境教育を通じての食品ロス削減に対する意識啓発等を行います。

5 30・10（さんまる・いちまる）運動：会食や宴会などにおいて、乾杯後の“30分間”とお開き前の“10分間”は、席を立たずに料理を楽しむことにより、食べ残しを減らす長野県松本市発祥の運動。

② 農林漁業者・食品関連事業者等の食品ロス削減に対する取組の推進

食品ロス削減等に協力・貢献する取組を行う飲食店や小売業者等の登録を推進するほか、30・10運動の普及啓発に取り組むとともに、食品関連事業者等が行う食品ロス削減の取組事例をホームページ等で紹介します。

③ 市町村の食品ロス削減に対する取組の促進

食品ロス削減の取組について、市町村に情報提供するとともに、市町村の取組をホームページ等で紹介します。

(3) 再生素材等の利用促進

① リサイクル製品の積極的活用及び普及啓発

一般廃棄物のリサイクルを促進するとともに、リサイクル製品の積極的な活用に努め、市町村と連携し、県民、事業者への普及啓発を行います。

② バイオマスプラスチックへの代替促進

国においては、プラスチック資源循環促進法や第五次循環型社会形成推進基本計画等に基づき、2030年までにプラスチックの再生利用（再生素材の利用）を倍増するとともに、バイオマスプラスチックを最大限（約200万トン）導入するよう目指していることから、国の施策の展開や関係主体の取組など情報収集を行い、県内での普及啓発に努めます。

③ 家庭から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクル

プラスチック資源循環促進法に基づき、使用済プラスチック資源の効果的・効率的な回収・再生利用を図るため、市町村によるプラスチック資源の分別収集・再商品化などの取組を促進します。

④ 家庭から廃棄される衣類の削減

繊維製品については、大量生産・大量廃棄の傾向が強く、国において使用済衣類の利用促進に向けた、分別・回収を含む各段階における資源循環システムの構築を検討していることから、国の施策の展開や具体的な取組事例など情報収集を行い、県内での普及啓発に努めます。

(4) 容器包装リサイクルの促進

- 容器包装のリサイクルを促進するため、市町村は分別収集計画に基づくごみの分別収集や分別収集品目の拡充に努め、県は、市町村に対し助言や情報提供を行うとともに、リサイクル関連施設の整備を促進します。

(5) 家電、小型家電リサイクルの促進

- 市町村や関係団体等と連携し、家電リサイクル法の円滑な運用を促進します。
- 離島地域における収集運搬料金が住民の過重な負担とならないよう、離島地域への指定引取場所の設置や収集運搬料金の負担軽減措置の継続、リサイクル料金の前払い制度の導入について、引き続き、国等へ要請していきます。
- レアメタル等の貴重な資源を含む使用済小型電子機器等の再資源化を図るため、市町村等と連携し、小型家電リサイクル法の円滑な運用を促進します。

(6) 自動車リサイクルの促進

- 市町村や関係団体等と連携し、自動車リサイクル法の円滑な運用を促進します。
- 不適正保管や違法な処理については、関係機関と連携し早期発見に努め、適切に対応していきます。
- 使用済自動車の海上輸送費の負担軽減を図る離島対策支援事業を活用し、使用済自動車のリサイクルを円滑に進めます。

(7) 生ごみなどのリサイクルの促進

- 家庭や事業所から排出される生ごみについては、水切りなどによる排出量の抑制を図るとともに、分別収集による堆肥化など、有効利用を促進します。
- 廃食用油については、バイオディーゼル燃料（BDF）や持続可能な航空燃料（SAF）等への有効利用を促進し、二酸化炭素の排出削減を図ります。

(8) 食品リサイクルの促進

- 食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進する食品リサイクル法についての周知を図ります。

(9) その他の品目のリサイクルの促進

- 再資源化の取組が進んでいる紙おむつなど、その他の品目のリサイクルについての的確な情報の把握に努めます。

2 廃棄物処理体制の整備

(1) ごみの広域処理の促進

- 将来にわたって安定的・効率的な廃棄物処理体制を確保するため、一般廃棄物の広域的な処理や処理施設の集約化を促進します。
- 資源循環の強化、廃棄物処理における脱炭素化の推進、災害に備えた施設の強靱化や防災拠点としての機能、地域への新たな価値の創出等の観点のもと、地域の特性や必要性に応じた一般廃棄物処理施設の計画的・総合的な整備を促進します。
- コスト削減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を活用していくため、いわゆるストックマネジメントの手法を導入して、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を促進し、施設の長寿命化・延命化を促進します。

(2) 一般廃棄物処理施設の維持管理の徹底

- 一般廃棄物の焼却施設や資源化施設などによるごみ処理について、適正な処理を推進するため、廃棄物処理法の規定に基づく維持管理が行われるよう必要な助言等を行います。

(3) 廃棄物エネルギーの回収や地域における資源循環を行う施設の整備促進

- 廃棄物処理施設の省エネルギー化や電気・熱としての廃棄物エネルギーの効率的な回収を進めることで、エネルギー起源のCO₂の排出抑制を図るとともに、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を促進します。
- 地域特性に応じた廃棄物系バイオマス（生ごみ、し尿処理汚泥等）の活用のための施設整備や地域における資源循環の取組に関する必要な助言等を行います。

3 適正処理の推進

(1) 不法投棄の防止

- 不法投棄防止に係る先進事例の情報収集などを行い、市町村に提供するとともに、市町村の実施する不法投棄防止対策の支援に努めます。

(2) 地域環境衛生団体の育成

- 地域において自主的な活動を実施している地域環境衛生団体などの活動を支援します。

(3) 市町村一般廃棄物処理計画策定への適切な助言

① ごみ処理事業の効率化の促進

市町村の厳しい財政事情，老朽化した廃棄物処理施設の増加，廃棄物処理に係る担い手不足等が懸念されており，持続可能な適正処理を確保するため，県の策定するごみ処理広域化・集約化計画に基づき，廃棄物の広域的な処理や処理施設の集約化を図るなど，ごみ処理事業の効率化が促進されるよう助言を行います。

② 適切な収集体制の確保

高齢化の一層の進展等によりごみ出しが困難となる高齢者世帯が増加すると考えられることから，高齢社会に対応した適切なごみ収集体制が確保されるよう助言を行います。

③ ごみの排出抑制，減量化，リサイクルの推進

ごみの排出抑制，減量化，リサイクルの推進が図られるよう助言を行います。

(4) 家電の適正処理

- 小売業者に回収の義務が課せられていない廃家電4品目について，市町村等の回収体制の促進を図り，家電リサイクルの適正な運用に努めます。

(5) リチウムイオン蓄電池等の適正処理

- 廃棄物になったリチウムイオン蓄電池等について，未分別等の理由により廃棄物処理工程に意図せず混入し，一般廃棄物処理施設などで火災を引き起こす原因となっていることから，分別回収の徹底に向け，国や市町村，関係団体と連携し普及啓発に努めます。

4 し尿処理の推進

(1) し尿処理施設による処理の促進

- 公共下水道の更なる整備を図るとともに，合併処理浄化槽や農業集落排水処理施設等の整備を促進します。
- し尿処理施設の設備に関しては，浄化槽汚泥や生ごみなどの有機性廃棄物を資源化するための汚泥再生処理センターや有機性廃棄物リサイクル推進施設などの資源化設備を導入するなど，資源の有効活用を促進します。

(2) 浄化槽によるし尿処理の適正化

- 浄化槽については，関係団体等との連携を図り，広報誌などを活用した維持管理の普及啓発，法定検査の励行並びに立入調査等を通じた維持管理指導に努めます。
- 生活排水処理対策を進めるため，今後とも合併処理浄化槽の更なる整備推進を図ります。

5 普及啓発及び情報公開の推進

(1) 県民への普及啓発

- 「地球環境を守るかごしま県民運動」の展開や環境教育，環境学習を通じて，大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直し，環境に対する負荷の軽減に努める県民の自主的な活動を促進します。

(2) 情報公開の推進

- 一般廃棄物に関する排出量，処理状況等の情報を，市町村を通じた的確に把握し，その情報を広く県民に公開します。
- 一般廃棄物処理施設の整備に当たっては，地域住民の信頼を確保し，理解を得るために，市町村による施設の立地，処理方法，維持管理計画等について積極的な情報公開を促進します。

第2項 産業廃棄物

1 排出抑制, 減量化, リサイクルの推進

(1) 排出事業者への指導

① 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の作成指導

年間1,000トン（特別管理産業廃棄物については50トン）以上の産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者に対し、産業廃棄物処理計画の作成や実施状況の報告を指導するとともに、情報の公表を行います。

② 環境マネジメントシステム導入の促進

排出事業者における「ISO14001」や「エコアクション21」の認証取得などの環境マネジメントシステムの導入のため、情報提供などに努めます。

(2) リサイクル製品の市場拡大

- 県内で排出される産業廃棄物を原料とし、品質・安全性・配合率等の基準を満たした製品を「かごしま認定リサイクル製品」として認定するとともに、その利用を促進します。

(3) 排出抑制・リサイクル等の取組への支援

- 産官学連携による産業廃棄物のリサイクル技術等の向上や産業廃棄物処理業者の排出抑制やリサイクルに対する取組を支援します。
- 事業所から排出されるプラスチック資源については、業種の実態を踏まえた分別・リサイクルを促す環境整備とともに、排出事業者が自ら行う高度リサイクルの環境整備を進めるとされていることから、これらの動向を把握し事業者への情報提供等に努めます。

(4) 公共事業等におけるリサイクルの推進

- 県の公共事業等から発生する産業廃棄物の排出抑制, 減量化, リサイクルに努めるとともに, 積極的にリサイクル製品の使用を図ります。
- 市町村等の公共事業や民間工事においても同様の対策が講じられるよう要請します。

(5) 食品リサイクルの推進

- 食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進する食品リサイクル法についての周知を図ります。

(6) 資源循環関連企業の立地促進

- 県内で発生する産業廃棄物のリサイクル等を推進する資源循環関連企業の立地・育成を促進します。

2 産業廃棄物処理施設の整備促進

(1) 県内完結型の産業廃棄物処理の推進

- 県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的な考え方のもと、産業廃棄物処理施設の適正な配置を図ります。
- 産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、地域住民の相互理解及び市町村との連携を図りながら、環境保全協定の締結を指導するなど生活環境の保全等に十分配慮します。

(2) 中間処理施設の整備

- 中間処理施設については、産業廃棄物の無害化、減量化、リサイクルを促進するために必要な施設であり、また、産業廃棄物の適正処理等の観点から処理技術の更なる向上が求められていることから、地元市町村長の意見も聴きながら整備を促進します。
- 循環型社会の実現に向け、再資源化に向けた技術の向上や廃棄物処理施設の脱炭素化に資する設備の導入等について支援します。

(3) 安定型最終処分場の整備

- 安定型最終処分場については、令和6年度末の残余容量は、3,504千立方メートルと一定の容量が確保されていますが、産業廃棄物の発生量や地元市町村長の意見を踏まえながら整備を促進します。

(4) 管理型最終処分場の整備

- 管理型最終処分場については、今後も県内の事業者が安心して産業活動に取り組めるよう、民間による整備状況も踏まえながら、最終処分の体制整備を図ります。

3 適正処理の推進

(1) 排出事業者処理責任の原則の徹底

- 産業廃棄物の処理は、排出事業者にその責任があることから、講習会や研修会等を通じて、「排出事業者処理責任の原則」の普及啓発に努めるとともに、必要な立入を行い、適正処理を促進します。
- 県内で設置が急増している太陽光発電施設を設置する事業者に対し、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）」の普及啓発を行うなど、適正処理を促進します。

(2) 電子マニフェスト制度の普及

- 適正処理を推進するため、事務処理が効率化され、データの透明性が確保されるという利点がある電子マニフェスト制度の普及を図ります。

(3) 優良な処理業者の育成

- 処理業者に対する講習会，研修会等を通じて，産業廃棄物処理基準等の遵守の徹底を指導するとともに，「優良産業廃棄物処理業者認定制度」を活用しながら，優良な処理業者の育成に努めます。

(4) 監視指導の徹底

- 産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃Gメン）等によるパトロールなど排出事業者及び処理業者に対する適正処理の監視・指導を徹底します。
- 安定型最終処分場については，安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入しないよう展開検査の実施等の搬入管理の徹底や，定期的な水質検査を実施するよう指導します。
- 焼却施設については，排ガス中のダイオキシン類濃度がダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物処理法に基づく基準に適合するよう，適正な燃焼管理を行うとともに，排ガス中のダイオキシン類濃度を定期的に測定し，結果を県に報告するよう指導します。

(5) 不法投棄の撲滅

- 「産廃不法投棄110番」の運用や11月の「不法投棄防止強化月間」の取組，不法投棄監視ネットワークの拡大などを通じて，不法投棄等の不適正処理に関する監視体制の充実を図ります。
- 産業廃棄物不法処理防止連絡協議会等において，関係機関・団体と緊密な連携を図りながら不法投棄等の不適正処理の未然防止に努めます。
- 不法投棄に対しては，廃棄物処理法に基づく措置命令等の行政処分を厳格に行います。

(6) 県外産業廃棄物の適正管理

- 県外産業廃棄物の県内への搬入については，産業廃棄物の適正な処理を推進し，もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため，事前協議を適切に運用します。
- 県内完結型の産業廃棄物処理の観点から，原則として県外産業廃棄物の県内への搬入は認めないこととしています。ただし，九州各県の排出事業者からの搬入に限り，これまでの地域的・経済的つながりや産業廃棄物の循環利用を推進する観点から，知事が特に認めたときに搬入を認めています。

4 普及啓発及び情報公開の推進

(1) 県民への普及啓発

- 産業廃棄物は，県民の日常生活に密接な関わりのある事業活動に伴い発生するものであることから，産業廃棄物の処理の現状，産業廃棄物の処理に関する施策等について県民に周知し，理解と協力が得られるよう努めます。

- また、リサイクル製品を積極的に利用し、その消費拡大に協力するなど環境に対する負荷の軽減に努めるよう普及啓発を図ります。

(2) 情報公開の推進

- 産業廃棄物処理施設の信頼性、安全性に対する県民の理解が得られるよう、産業廃棄物処理施設の設置や維持管理に関する情報を県民に対して公開します。

5 その他個別取組項目

(1) 動物のふん尿

① 現状と課題

令和7年度における畜産農家から排出される動物のふん尿（以下「家畜排せつ物」という。）は、約6,048千トンと推計され、これは産業廃棄物の全体排出量の約7割を占めています。

本県においては、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、関係者が一体となって取組を推進してきた結果、ほぼ全ての適用対象農家で法に基づく管理基準が遵守される状況となっています。

しかしながら、悪臭や水質汚濁など畜産経営に起因する苦情は依然として発生しており、また一方で、近年の畜産経営の大規模化、地域偏在化の進行等に伴い、生産した堆肥をいかに有効に活用していくかが新たな課題となっています。

このため、引き続き経営規模及び立地条件等に適した家畜排せつ物処理施設等を整備し、家畜排せつ物を適正に管理するとともに、その利用を一層促進して、地域と調和した畜産経営を確立することが求められています。

② 施策の展開

家畜排せつ物の管理及び有効利用に当たっては、県、市町村、畜産農家、耕種農家、農業関係団体その他の関係者が相互に連携を図り、次に掲げる取組を推進して地域環境と調和した畜産経営の実現を図ります。

○ 家畜排せつ物の適正な管理

畜産農家は自らの責任において、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」はもとより、「廃棄物処理法」、「水質汚濁防止法」、「悪臭防止法」等の環境関連法令を遵守しながら、経営規模及び立地条件等に適した家畜排せつ物処理施設等を整備し、かつ適切に維持管理するとともに、家畜排せつ物を適正に管理します。

○ 家畜排せつ物の有効利用

畜産農家は、生産した堆肥を農地へ適切に還元して自給飼料の生産等に利用するとともに、耕種農家等との連携を強化しながら、家畜排せつ物が貴重な有機質資源として有効に活用されるよう需要に即した堆肥づくりに努めます。

○ 指導体制等

県は、畜産環境保全対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、家畜排せつ物の処理及び利用に関する実用的技術の普及啓発に努めます。

また、市町村及び関係団体等と連携し、畜産経営に起因する環境汚染問題の発生防止を図るとともに、家畜排せつ物の有効利用を積極的に推進します。

(2) 農業用廃プラスチック類

① 現状と課題

令和7年度の農業用廃プラスチック類の排出量は、約5千トンと推計されます。

農業用廃プラスチック類については、これまで、地域ぐるみの回収システムの整備など再生処理を基本とした処理体制が確立され、再生処理率は高い割合で推移していますが、今後も適正処理を推進する必要があります。

② 施策の展開

○ 農業用廃プラスチック類の適正処理

資源を有効活用できる再生処理を基本とし、再生利用できない場合は、産業廃棄物処理施設における埋立又は焼却により適正な処理を行います。

○ 「鹿児島県農業用使用済みプラスチック類適正処理要領」に基づく適正処理

「鹿児島県農業用使用済みプラスチック類適正処理要領」に基づき、県及び地域段階に、農業者を含めた関係者で構成する「推進協議会」を設置し、農業者への意識啓発や回収日・回収場所・回収方法の設定、マニフェストの管理など地域ぐるみで回収するシステムの確立が図られてきていますが、さらに、同システムの定着により適正処理を推進します。

(3) 建設系産業廃棄物

① 現状と課題

令和7年度の建設系産業廃棄物の排出量は、1,804千トンと推計されます。

建設系産業廃棄物については、一定規模以上の建設工事において特定建設資材廃棄物（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別解体や再資源化等が建設リサイクル法で義務付けられ、リサイクルの推進が図られています。

しかしながら、県内の不法投棄のうち建設系産業廃棄物によるものがほとんどを占めています。

② 施策の展開

公共工事から発生する建設系産業廃棄物については、国、県及び市町村等で組織する「建設副産物対策連絡会議」を設置し、建設系産業廃棄物のリサイクルを図っています。

○ がれき類

がれき類のうち、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、基礎材、裏込材、路盤材及び舗装用材料として利用するなどリサイクルに努めます。

○ 建設木くず

建設木くずについては、当該工事現場において分別し、再生木材としての利用や、リサイクル施設を活用して、家畜敷料、家屋調湿材、燃料等のリサイクルに努めます。

また、リサイクルできないものについては、縮減（焼却）を行った上で、最終処分することとします。

○ 建設汚泥

建設汚泥については、建設汚泥処理土等として再生利用するなどリサイクルに努めます。

また、リサイクルが困難である場合は、適切な措置を講じた上で、最終処分することとします。

○ 関連団体との連携

建設工事の発注機関、建設業界、処理業界等広く関係者の理解と協力を得ながら連携を図り、建設系産業廃棄物のリサイクルを推進するとともに、適正処理の徹底を推進します。

○ 公共工事等における配慮

公共工事等の発注に当たっては、建設系産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルを積極的に推進するとともに、発注する建設系産業廃棄物の処理に当たっては、処理コストを負担するなど適正処理が行われるよう努めます。

○ 建設リサイクルの推進

建設業者、解体業者、発注者等の連携の下、建設リサイクル法の円滑な運用を推進します。

(4) 焼酎粕

① 現状と課題

令和6酒造年度（令和6年7月1日～令和7年6月30日）の焼酎粕の排出量は、187千トンで、このうちプラント等による処理が91千トン（48.8%）を占め、次いで、農地還元が45千トン（23.9%）、飼料が39千トン（20.9%）です。

海洋投入については、1996年ロンドン条約により産業廃棄物の海洋投入を原則禁止することが定められ、処理プラントの整備が進められた結果、国内における海洋投入は平成22酒造年度以降なくなりました。

プラント等による処理量は、平成25酒造年度に206千トンまで増加しましたが、製成数量の減少等に伴い、令和6酒造年度には91千トンとなっています。

処理プラントは、各地域に整備されており、今後は、処理プラントの適切な維持管理や老朽化に伴う改修等への対応が必要になります

また、焼酎粕の農地還元については、農地への施肥基準や施用方法等を示した「焼酎廃液（焼酎粕）の農耕地施用のガイドライン」（平成25年2月改定）に基づき、適正に処理するよう製造業者への周知の徹底を図っています。

② 施策の展開

各種助成・融資制度等を活用した処理プラントの維持管理・改修等に係る情報提供・助言を行うとともに、県工業技術センター等の研究機関において、各種処理方法の技術的検証及び技術指導を実施し、適正処理の推進に努めます。

なお、焼酎粕の農地還元については、引き続き「焼酎廃液（焼酎粕）の農耕地施用のガイドライン」の周知により適正施用の推進を図ります。

(5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB廃棄物）

① 現状と課題

PCB廃棄物のうち高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）により処理が実施されていましたが、当該処理事業については令和7年度に終了しました。本県で排出された高濃度PCB廃棄物も処理事業終了までに処理されたところですが、現在、高濃度PCB廃棄物の処理施設は国内にない状況であり、今後新たに排出される高濃度PCB廃棄物については、国が処理方針を示すまでの間、排出事業者が適正に保管する必要があります。

低濃度PCB廃棄物については、民間の処理業者で令和8年度末までに処理を完了することになっています。

② 施策の展開

○ 保管状況の把握及び適正な保管の指導

事業者における保管状況に係る届出を提出させ、P C B廃棄物が処理されるまでの間、適切に保管するよう指導します。

○ P C B廃棄物処理計画に基づく適正処理

「鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（令和2年3月改定）に基づき、県内のP C B廃棄物の確実かつ適正な処理を推進します。

○ J E S C Oによる処理事業終了後に発見された高濃度P C B廃棄物

高濃度P C B廃棄物がJ E S C Oによる処理事業終了後に新たに発見された場合、実質的に処理が不可能であるため、保管事業者において適切に保管されるよう指導を行うとともに、当該廃棄物の処理方針について国の動向の把握に努めます。

(6) その他の特別管理産業廃棄物

① 現状と課題

令和7年度の特別管理産業廃棄物の排出量は27千トンと推計されます。

特別管理産業廃棄物は、産業廃棄物のうち、腐食性の強い廃酸・廃アルカリや廃揮発油類など爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものであることから、その取扱いに注意して適正に処理する必要があります。

② 施策の展開

○ 特別管理産業廃棄物の排出抑制及び適正処理

特別管理産業廃棄物の排出事業者に対し、その製造工程における有害物質の使用量、回収量、排出量等を常に管理し、排出量を極力抑制するよう指導します。

特別管理産業廃棄物処理業者に処理を委託するまでの間は、「特別管理産業廃棄物管理責任者」の責任の下、適切に保管・管理が行われるよう指導します。

○ 特別管理産業廃棄物の情報把握

特別管理産業廃棄物の管理、処理手順等を周知徹底するとともに、特別管理産業廃棄物に対する監視指導を計画的に行い、排出、処理状況の把握に努めます。

○ 感染性産業廃棄物

令和7年度の感染性産業廃棄物の排出量は、21千トンと推計され、全てが廃棄物処理業者に委託して処理されています。

感染性産業廃棄物は、その取扱いを誤れば二次感染によるウイルス性疾患等の感染症を生じる恐れがあり、公衆衛生の保持や病原体の拡散防止の観点からより安全性に配慮した取扱いを要します。

○ 感染性産業廃棄物の適正処理の推進

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（令和7年4月環境省）に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置と管理体制の充実、分別、保管などの施設内管理の徹底、感染性産業廃棄物の処理状況の把握及び記録の作成・保存など感染性産業廃棄物の適正処理を推進します。

○ 各地域振興局及び支庁等による適正処理の指導

感染性産業廃棄物処理マニュアルに基づく適正処理を一層推進するため、地域振興局及び支庁等が病院及び診療所に対して実施する立入検査において、適正処理の指導を行います。

○ 廃水銀等

廃棄物から回収された廃水銀は、これまでは主に海外への輸出により、有価物として再利用されてきましたが、平成25年10月に採択された「水銀に関する水俣条約」の発効（平成29年8月16日）に伴い、研究用途などの場合を除き、輸出が禁止され、有価物としての取扱いができなくなりました。

国は、特定施設において生じた廃水銀等を特別管理産業廃棄物に指定し、処理基準を設定するなど規則等の整備を行いました。

県としては、廃棄物処理法施行規則や「水銀廃棄物ガイドライン（第4版）」（令和7年3月環境省）に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置と管理体制の確立、分別、保管などの施設の管理の徹底、廃水銀等の処理状況の把握及び記録の作成保存など、廃水銀等の適正処理を推進します。

○ 有害物質を含む産業廃棄物

有害物質を含む産業廃棄物については、P R T R法⁶に基づき自主的管理のさらなる徹底と処理過程の管理を指導します。

○ アスベスト廃棄物

アスベストの使用実態の把握に努めるとともに、建築物の解体等により発生したアスベスト廃棄物は「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月環境省）により適正処理を指導します。

6 化学物質把握管理促進法（P R T R法）：正式名は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」。法の中にはP R T R制度とM S D S制度の2つの制度の規定があり、P R T R制度では業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量で一定の条件に合致する事業者は、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についての届出を義務付けられています。

第3項 災害廃棄物等の処理対策

毎年のように全国各地で大規模な災害が発生しており、令和6年能登半島地震では廃棄物処理施設や下水道も被災する中、全国各地からの支援を受け入れながら対応しています。また、当県においても令和7年8月の大雨では霧島市や始良市を中心に浸水被害を受け、仮置場の設置や全壊家屋の解体など多量の災害廃棄物に対応しました。

災害時には、様々な種類の廃棄物が一度に大量に発生するため、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の悪化の防止に非常に重要であるだけでなく、被災地域の早期の復旧・復興にもつながります。

このため、平時から、事前の備えを確実に進め、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に関する施策や必要な処理施設の整備等を行うことが必要です。

また、大規模災害（災害対策基本法に基づき政令指定される非常災害）に際しては、県域を越える地域ブロック内における処理など、広域的な災害廃棄物の処理も想定されることから、国、県、市町村及び事業者等との連携体制の構築も必要です。

さらに、廃棄物処理は、県民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであることから、新型インフルエンザ等の感染症拡大下においても、業務を継続することが求められます。

このようなことから、以下の取組により、災害廃棄物等の処理対策を推進します。

(1) 災害廃棄物処理体制の確立

- 通常起こりうる災害から大規模な災害までを想定し、被災市町村が他市町村や関係機関等からの応援を迅速かつ円滑に受けられるよう、事前の備え、災害廃棄物の適正処理、そのために必要な体制及び処理施設の整備、さらには県域を越えた広域的な対応のための円滑な連携といった観点から、国、他県及び業界団体等との広域連携体制の確立を進めます。
- 業界団体と締結している応援協定の実効性が確保されるよう、日頃から密な連絡調整に努めます。

(2) 災害廃棄物処理計画の策定

- 平成30年3月に策定した「鹿児島県災害廃棄物処理計画」について、必要に応じ、廃棄物を巡る状況を踏まえた適切な見直しを行います。
- 市町村が策定した災害廃棄物処理計画について、その実効性の確保や実効性を高める取組に対し、助言するなど必要な支援を行います。

(3) 災害廃棄物処理施設の確保

- 非常災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理が行われるよう、県内及び地域ブロック内における廃棄物処理施設の処理に係る余力を把握し、施設情報について共有を図るとともに、市町村が行う災害廃棄物の仮置場の確保等が促進されるよう努めます。
- 大規模災害時に、市町村の処理施設での対応ができない場合には、民間の処理施設を活用するよう支援します。

(4) 人材育成及び訓練の実施

- 災害廃棄物処理計画の実行性向上を図るため、研修等の教育や災害廃棄物処理に係る訓練等を実施し、災害廃棄物対策を担う人材を育成します。

(5) 新型インフルエンザ等の感染症拡大時における処理体制の確保

- 感染症拡大下においても廃棄物処理が継続されるよう、平時から、市町村における感染症を想定したBCP(事業継続計画)の作成を促進します。
- また、感染症拡大時に市町村において廃棄物処理業務の継続が困難となった場合に、他市町村や関係機関等からの応援を受けられるよう連携体制の整備を促進します。

第4項 離島地域のリサイクルの促進

離島地域においては、廃棄物を島外へ搬出する際に本土までの運搬経費がかかるなどの問題があることから、地域内におけるリサイクル等を促進するとともに、地域内で処理できない廃棄物については、運搬費用の低減を図るなど、効率的な輸送システムの構築を促進する必要があります。

(1) 家電リサイクル

海上輸送費等について、(一財)家電製品協会が実施する「離島対策事業協力制度」により一定の負担軽減が図られていますが、国等に対し、この制度の継続や、離島地域内への指定引取場所の設置を要望するなど、離島地域における適正な家電リサイクルを促進します。

(2) 自動車リサイクル

海上輸送費について、(公財)自動車リサイクル促進センターが実施する「離島対策支援事業」により一定の負担軽減が図られていることから、この制度を活用し離島地域における適正な自動車リサイクルを促進します。

(3) 容器包装リサイクル

離島地域における容器包装リサイクルの分別収集品目数は、令和6年度実績において、法で定める10品目のうち、7.2品目と、県全体の8.5品目と比較し少ないことから、分別収集が進んでいない状況が伺えます。今後は、市町村の「分別収集計画」の策定に当たって、分別品目を増やすなど、市町村の取組を支援し、離島地域の分別収集を促進します。

(4) 小型家電リサイクル

離島地域では、輸送費がかかるなど、コスト面での負担が大きいため、小型家電のリサイクルシステムの構築に踏み切れない自治体があります。このため、自動車リサイクルや家電リサイクルと同様に、小型家電についても、財政支援を国等に要望するなど、離島地域における適正な小型家電リサイクルを促進します。

第5項 漂着ごみ対策

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(海岸漂着物処理推進法,平成21年7月施行)に基づき策定した「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画」に沿って、市町村と連携しながら、各種の海岸漂着物等対策を行っています。

しかしながら、国内や周辺国からのごみの漂着は続いているため、今後も、引き続き、海岸漂着物等の円滑な処理や海岸漂着物等の発生の効果的な抑制等を図る必要があります。

(1) 地域計画

地域計画では、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容や関係者の役割分担及び相互協力に関する事項などを定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することとしています。

同計画については、海岸や地域の状況の変化など、必要に応じ、見直しを行います。

(2) 海岸漂着物等の円滑な処理

環境省の補助事業である海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、地域の実情に応じ、海岸管理者等と市町村が連携を図りながら、海洋プラスチックごみなどの海岸漂着物等の円滑な処理を図ります。

また、海岸漂着物等の処理に関しては、民間団体や地域住民との協力も必要なことから、併せて、連携を図っていきます。

(3) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

海洋プラスチックごみなどの海岸漂着物等は、山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着します。

海岸漂着物等の円滑な処理を図るため、海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図る必要があります。

- 学識経験者、民間団体、市町村等で構成される鹿児島県海岸漂着物対策推進協議会において、海岸漂着物等の実態把握と効果的な発生抑制について協議し、民間団体や市町村と連携して、海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図ります。
- 海洋ごみに関するリーフレットの作成・配布により、ごみ削減、散乱防止、不法投棄防止、海岸等清掃について、普及啓発を図ります。
- 国が実施する海岸漂着物の漂着状況の実態把握や発生原因の究明に関する調査研究に協力し、漂着ごみ組成調査を行います。
- 海洋プラスチックごみ問題に関する普及啓発イベントを開催し、県民の当事者意識の醸成を図ります。

第6項 多種多様な地域の循環システムの構築

国の第五次環境基本計画（平成30年4月）において、地域資源の持続的な利用を行うことで環境保全を図りながら地域の経済循環を促す、SDGsを地域で実践するための新しい概念である「地域循環共生圏」が提唱されました。

国においては、地域循環共生圏を始めとする地域循環システムの構築を通し、地域における雇用機会の拡大や地域住民の生活の質の向上にもつながる循環経済への移行や地方創生の実現に向けた取組を行い、健全な資源循環ビジネスの創出を支援することとしています。併せて、サーキュラーエコノミーの取組を推進するため、地域の経済圏の特長に応じた「地域循環モデル」の構築を実施し、優良な取組事例の情報共有も実施することとしています。

地域循環共生圏は、地域の再生可能エネルギーの活用や廃棄物のリサイクル、資源の循環利用などを通じて、温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化対策に貢献します。また、都市と農村が連携して地域資源を相互に活かし支え合うネットワークを形成することで、自立・分散型の社会を構築し、地域全体の環境負荷を低減する効果も期待されます。

このため、地域の特性を踏まえ、廃棄物や未利用資源を活用した新たな価値の創出に向けて、他自治体における先進的な取組など必要な情報を市町村へ提供するなど、地域の循環システムの構築に向けた取組を推進し、地域活性化につなげていきます。

第7項 プラスチックごみ削減の推進

国においては、循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則を踏まえるとともに、海洋プラスチックごみ問題に対応するため、令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法」を施行して、マイバックの徹底や、ワンウェイのプラスチック製容器・製品の削減などによりプラスチックの使用の削減などに取り組むこととしたほか、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、プラスチックごみの回収・適正処理の徹底や陸域・海洋での回収、海洋流出しても影響の少ない素材の開発や転換の促進に取り組むこととしています。また、令和2年9月に決定した「今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性」において、「3 R + Renewable」の基本原則に沿った施策の方向性等を示しています。

県においては、国の方針等を踏まえ、プラスチックごみ削減を推進するため、必要な各種施策を展開していきます。

1 家庭からのプラスチックごみ削減

(1) 関係機関と連携したプラスチックごみの排出抑制等の普及促進

鹿児島県ごみ減量化・リサイクル推進協議会や地球環境を守るかごしま県民運動推進会議等と連携しながら、ワンウェイプラスチックの削減に努めるなど、プラスチックごみの排出抑制やバイオマスプラスチックなど代替素材の積極的な利用が促進されるよう、先進的な取組の紹介や研修など普及啓発に努めます。

(2) マイバッグキャンペーンの推進

県民、事業者、行政が一体となって、マイバッグ（買物袋）を活用し、レジ袋の削減等に取り組む「鹿児島県マイバッグキャンペーン」を通じて、ごみの減量化の推進を図るとともに、広く県民の意識啓発を図ります。

(3) リサイクル製品等の積極的活用及び普及啓発

再生素材やバイオマスプラスチックなどの代替素材を使用した製品の積極的な活用に努めます。また、市町村と連携し、県民、事業者への普及啓発を行います。

(4) 家庭からのプラスチックごみの回収・リサイクル

プラスチック資源循環促進法に基づく、市町村によるプラスチック資源の分別収集・再商品化の取組を促進します。また、実施団体の情報等を把握し、未実施の市町村への情報提供等に努めます。

(5) 容器包装リサイクルの促進

プラスチック容器包装のリサイクルを促進するため、市町村は分別収集計画に基づくごみの分別収集や分別収集品目の拡充に努め、県は、市町村に対し助言や情報提供を行うとともに、リサイクル関連施設の整備を促進します。

2 事業者からのプラスチックごみ（廃プラスチック類）削減

(1) 排出抑制・リサイクル等の取組への支援

産官学連携による産業廃棄物（廃プラスチック類）のリサイクル技術等の向上や、産業廃棄物処理業者の排出抑制やリサイクルに対する取組を支援します。

事業所から排出されるプラスチックについては、業種の実態を踏まえた分別・リサイクルを促す環境整備とともに、排出事業者が自ら行う高度リサイクルの環境整備を進めるとされていることから、これらの動向を把握し事業者への情報提供等に努めます。

(2) 農業用廃プラスチック類の適正処理

資源を有効活用できる再生処理を基本とし、再生利用できない場合は、産業廃棄物処理施設における埋立又は焼却により適正な処理を行います。

3 海洋プラスチックごみ対策

(1) 海岸漂着物等の円滑な処理

地域の実情に応じ、海岸管理者等と市町村が連携を図りながら、海洋プラスチックごみなどの海岸漂着物等の円滑な処理を図り、海岸漂着物等の処理に関しては、民間団体や地域住民との協力も必要なことから、併せて、連携を図っていきます。

(2) 海岸漂着物等の効果的な発生の抑制

鹿児島県海岸漂着物対策推進協議会において、海岸漂着物等の実態把握と効果的な発生抑制について協議し、民間団体や市町村と連携して、海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図り、また、海洋ごみに関するリーフレットの作成・配布により、ごみ削減、散乱防止、不法投棄防止、海岸等清掃について、普及啓発を図ります。

海洋プラスチックごみ問題に関する普及啓発イベントを開催し、県民の当事者意識の醸成を図ります。

第2節 関係者の役割

県は、第1節の施策を展開することとしますが、各主体においても次の役割を担うものとします。

第1項 県民の役割

県民は、循環型社会づくりの担い手でもあることを意識し、将来世代の未来につなげていくために、より環境負荷の少ないライフスタイルに積極的に取り組んでいくことが求められます。廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別すること等により、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市町村の施策に協力します。

1 廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル

- 製品の購入時においては、簡易包装のもの、繰り返し利用できるもの、耐久性に優れたもの、リサイクル製品等を選び、廃棄物の排出抑制に配慮します。
- 購入した製品については、修理して使うなど長期間の使用を心がけ、廃棄物の排出抑制に配慮します。
- 家庭ごみの排出に当たっては、食品の食べ切り・使い切り、生ごみの水切りや食品の賞味期限に対する正しい理解による食品ロスの削減などに努め、排出抑制に配慮します。
- 市町村の行う補助制度等を利用し、家庭での生ごみの堆肥化を促進します。
- 「マイバッグキャンペーン」等プラスチックごみ問題に関する取組や各種イベントへの積極的な参加や、ワンウェイプラスチックの利用抑制、バイオマスプラスチック等の代替素材を利用した製品の使用など、プラスチックごみの削減に配慮します。

2 分別収集によるリサイクルの推進

- 市町村の行う分別収集のルールを遵守し、廃棄物のリサイクルを推進します。
- 特にリチウムイオン蓄電池が使用されたものを適切に分別排出します。

3 事業者が行う取組への協力

- 廃家電製品の引渡し、粗大ごみの引取りや家屋等の解体工事を発注する際には適正な事業者を選定し、適正な料金を支払う等、事業者が法律に基づいて行う取組に協力します。

4 廃棄物の適正処理の推進

- 廃棄物の処理に関する施策等について十分に理解し，協力します。
- 廃棄物の不法投棄を発見した場合には，県又は市町村に通報をするよう努めます。

5 災害時の廃棄物処理体制への協力

- 市町村が行う災害廃棄物処理計画等に基づく事前の備えについて理解し，災害時の廃棄物の適正な排出などに協力します。

第2項 排出事業者の役割

排出事業者は、その事業活動に伴って多量の産業廃棄物や事業系一般廃棄物を排出していることから、廃棄物の処理に関し排出事業者責任を十分認識し、廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに努めるとともに、廃棄物の適正処理を推進します。

1 廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進

- 原料調達から製品の製造、加工、販売、消費、廃棄に至るまでの各段階ごとに環境に与える影響を分析・評価し、容器包装の簡素化や、繰り返し使用できる製品、耐久性に優れた製品、リサイクルしやすい製品等環境に配慮した製品の開発・利用や修理体制の整備等、環境への負荷を少なくする取組に努めます。
- 製品の販売後は、修理体制の整備など製品の長寿命化による廃棄物の排出抑制に努めます。
- 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、食品リサイクル法、プラスチック資源循環促進法等を遵守し、3Rを推進します。
- 多量の産業廃棄物を排出する事業者は、排出抑制、減量化、リサイクル等に関する産業廃棄物処理計画を作成し、その達成に努めます。
- 使わなくなった太陽光発電設備については「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第3版）」に則り、適正にリユース・リサイクル・処分を行います。

2 排出事業者処理責任の原則

- 事業活動によって生じた産業廃棄物は排出事業者処理責任の原則のもと、再利用に努めるとともに、処理する場合は、産業廃棄物保管基準、産業廃棄物処理基準を遵守し、適正に処理します。

3 廃棄物の適正処理の推進

- 廃棄物保管基準、廃棄物処理基準を遵守します。
- 従業員を講習会、研修会等に積極的に参加させることにより、知識の習得と資質の向上に努めます。
- 処理を委託する場合は、委託基準を遵守し、適正な処理費用を負担します。
- 産業廃棄物処理の委託に当たっては、マニフェストを交付し、収集運搬、中間処理、最終処分の状況を確認することにより、排出者責任を果たします。
- 積極的に「優良産業廃棄物処理業者認定制度」の認定事業者を選定するほか、電子マニフェストの導入に努めます。
- 産業廃棄物の処理技術に関する研究開発に努め、最新の処理技術の導入を図ります。

- 焼却施設については、排ガス中のダイオキシン類濃度がダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物処理法に基づく基準に適合するよう、維持・管理の適正化に努めるなど適正処理を行います。

第3項 処理業者の役割

処理業者は、県民から信頼される廃棄物の処理体制を確保する責任があることを十分に認識し、排出事業者や市町村から委託を受けた廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理に努めることとします。

1 産業廃棄物の減量化，リサイクルの推進

- 中間処理施設の適正管理や処理技術の向上により、産業廃棄物の減量化、リサイクルの推進を図ります。
- 再資源化事業等高度化法等に基づき、循環資源の積極的な回収や再生、再資源化技術の向上等に努めます。

2 廃棄物の適正処理の推進

- 受託した廃棄物を法令等に従い適正に処理するとともに、委託契約事項を確実に履行します。
- 従業員を講習会、研修会等へ積極的に参加させることにより、知識の習得と資質の向上に努めます。
- 優良産業廃棄物処理業者の認定を目指すとともに、電子マニフェストが使用できる体制の整備に努めます。
- 廃棄物の処理技術に関する研究開発に努め、最新の処理技術の導入を図ります。
- 最終処分場については、許可された産業廃棄物以外の廃棄物が混入しないよう展開検査等の搬入管理を徹底するなど適正処理を行います。
- 焼却施設については、排ガス中のダイオキシン類濃度がダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物処理法に基づく基準に適合するよう、焼却管理の適正化に努めるなど適正処理を行います。
- 廃棄物の適正処理に当たっては、処理従事者の安全確保に努めます。

3 産業廃棄物処理施設の整備推進

- 県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的な考え方のもとに、無害化、減量化及びリサイクル等に資する産業廃棄物処理施設の安定的・計画的な整備に努めます。
- 産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、施設の安全性を確保するとともに、市町村等との環境保全協定等の締結に努めるなど地域住民の理解が得られるよう努めます。
- 高度な処理技術の導入により、信頼性・安全性の高い産業廃棄物処理施設の整備に努めます。

4 廃棄物処理施設に関する普及啓発及び情報公開の推進

- 住民による見学等が行えるように、廃棄物処理施設の開放に努めるとともに、処理した廃棄物の種類・量や維持管理データ、水質検査結果等の公開に努めます。
- 循環型社会の形成に向け、再資源化事業等高度化法等に基づき、再資源化の実施状況を開示します。

第4項 市町村の役割

市町村は、一般廃棄物の処理主体として、それぞれの地域特性に応じた循環型社会の形成を推進するため、地域住民、事業者等と連携し、一般廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの取組に必要な措置を講ずるよう努めます。また、産業廃棄物は住民の生活や地域の産業と密接に関わり、その適正処理は、地域住民の生活環境の保全と地域の産業の健全な発展を図るため極めて重要であることから、県の施策等への必要な協力に努めることとします。

1 廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルの推進

- 家庭ごみや事業系一般廃棄物の排出抑制の取組を推進します。特に、消費者における食品の食べきり・使い切り、生ごみの水切り、食品の賞味期限に対する正しい理解、また、食品関連業者における容量の適正化、利用者の自己責任による食べ残しの持ち帰り、フードバンクの活用など、食品リサイクル法に基づき設定された発生抑制の目標値の達成に向けた取組を推進し、排出抑制を図ります。
- プラスチック資源等の分別収集の実施など一般廃棄物のリサイクルを推進します。
- 県が行う産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル、適正処理及び処理施設整備に関する各種施策との連携を図り、その円滑な推進に協力します。
- 公共事業から発生する産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに努めるとともに、積極的にリサイクル製品の使用を図ります。
- ごみ処理の有料化について検討します。

2 廃棄物の適正処理

- 焼却施設については、排ガス中のダイオキシン類濃度がダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物処理法に基づく基準に適合するよう燃焼管理の適正化に努め、必要に応じて施設の改善を行うとともに、ダイオキシン類濃度等の定期的測定を行います。
- 不法投棄等の不適正処理を防止するため、県との連携を図りながら日常的な監視活動を行うなど不法投棄防止対策を講じます。
- リチウムイオン蓄電池等の分別回収や住民への周知を徹底し、廃棄物処理施設の火災等の発生を防ぎます。

3 散乱ごみの防止

- 空き缶等のごみの散乱を防止するため、各種キャンペーン等を実施し、美観の保持を図ります。

4 廃棄物処理施設の整備推進

- 持続可能な適正処理の確保に向けて、広域化・集約化の観点から関係市町村と協力しながら、一般廃棄物の処理施設の整備に努めます。
- 焼却施設の整備に当たっては、地球温暖化防止の観点から熱回収が可能な施設の整備等に努めます。
- 事業者等の産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、産業廃棄物の適正処理に関する遵守事項を盛り込んだ環境保全協定等の締結に積極的に取り組むとともに、県と連携を図りながら、産業廃棄物処理施設の設置に関する排出事業者又は処理業者と住民との意見調整を行います。

5 廃棄物処理施設に関する普及啓発及び情報公開の推進

- 廃棄物の処理の状況、廃棄物の処理に関する施策等について、県と連携を図りながら地域住民に周知し、理解と協力が得られるよう努めます。

6 鹿児島市の役割

- 鹿児島市については、他の市町村と同様の役割を分担するほか、産業廃棄物については廃棄物処理法に基づく権限を市長が有していることから、県との緊密な連携を図りながら、鹿児島市内における産業廃棄物の適正処理を推進します。

第5章 計画の推進体制

第1節 県の推進体制の整備

- 市町村や民間団体等で組織するごみ減量化・リサイクル推進協議会及び庁内関係部で組織する産業廃棄物適正処理推進委員会において、循環型社会の形成に向けた排出抑制，減量化，リサイクル及び適正処理の方策等を検討します。
- 産業廃棄物については，排出事業者や処理業者に対して廃棄物の適正処理に関する指導を行うとともに，県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会において，警察，海上保安庁等関係機関・団体との密接な連携を図るほか，九州地方環境局とも連携し，不法投棄等の不適正処理を防止するための監視体制の充実強化に努めます。

第2節 市町村との連携強化

- 一般廃棄物や災害廃棄物については，市町村の排出抑制，減量化，リサイクルや適正処理に向けた取組について助言や情報提供を行うなど市町村との連携を強化します。
- 一般廃棄物処理施設については，人口減少等の状況を踏まえ，長期的な視点で持続可能な適正処理を推進し，脱炭素化を推進していくため，市町村と連携して「長期ごみ処理広域化・集約化計画」を策定し，更なる広域化・集約化の取組を推進します。
- 産業廃棄物は，地域の産業と密接に関わっており，その適正処理は市町村にとっても重要な課題であることから，市町村と連携強化を図りながら，産業廃棄物処理対策を推進します。

第3節 関係団体との連携強化

- 農林水産団体や建設団体など排出事業者関係団体との連携強化を図り、廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル、適正処理に関して排出事業者の責任が果たされるよう指導します。
- 一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会との連携強化を図り、優良な産業廃棄物処理業者の育成や不法投棄に対する監視体制の強化、非常災害時等における廃棄物処理体制の整備に努めます。
- 地域環境衛生団体等との連携強化を図り、一般廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルを推進します。
- 公益財団法人鹿児島県環境保全協会との連携強化を図り、合併処理浄化槽の適正な整備、維持管理を促進します。
- 不法投棄の情報提供について、関係団体との協定を締結します。



鹿児島県廃棄物処理計画

発行 令和8年3月

鹿児島県 環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

Tel : 099-286-2594